

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 10 回委員会年次会合報告書

2003 年 10 月 7－10 日
ニュージーランド、クライストチャーチ

第 10 回年次会合報告書
2003 年 10 月 7－10 日
ニュージーランド、クライストチャーチ

議題項目 1. 開会

議題項目 1.1. 開会の辞

1. CCSBT10 議長のスタン・クロザース氏は、参加者を歓迎し、会合を開会した。
2. 会合は、議長が提案した委員会及び拡大委員会会合の運用手続きを了承した。

議題項目 1.2. 議題の採択

3. 議題は採択され、別添 1 に掲載されている。
4. 参加者リストは、別添 2 に掲載されている。

議題項目 2. 拡大委員会による決議事項の承認

5. 委員会は、第 10 回委員会会合に対する拡大委員会の決議事項を承認した。それは別添 3 に掲載されている。

議題項目 3. CCSBT11 の議長及び副議長並びに開催場所の選定

6. CCSBT11 は、韓国が主催し、議長を務める。韓国は、キ・ヒョック・バーン氏を議長に指名した。
7. 日本が副議長を務める。
8. CCSBT11 は、2004 年 10 月 19－22 日に大韓民国、済州島で開催される。

議題項目 4. その他の事項

9. その他の事項はなかった。

議題項目 5. 会議報告書の採択

10. 会合は報告書を採択した。

議題項目 6. 閉会

11. 委員会は、閉会することに合意した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第 10 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の報告書

議題
第 10 回年次会合
2003 年 10 月 7－10 日
ニュージーランド、クライストチャーチ

1. 開会
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT11 の議長及び副議長並びに開催地の選定
4. その他の事項
5. 会議報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
CCSBT
第 10 回委員会年次会合
2003 年 10 月 7 日－10 日
ニュージーランド、クライストチャーチ

議長

スタン・クロザース 漁業省次官補

SC 議長

アンドリュー・ペニー 魚類環境サービス有限会社

オーストラリア

グレン・ハリー（代表者）	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
ケイト・バークレイ	シドニー工科大学国際研究学科日本研究講師及びコーディネーター
アンディー・ボッツワース	オーストラリア漁業管理庁みなみまぐろ漁業管理官
ジェームス・フィンドレー	農漁業林業省漁業養殖業上席研究官
ジェイ・ヘンダー	農漁業林業省漁業養殖業政策担当官
ハワード・アレン	外務貿易省
グレン・サント	トラフィックオセアニア
ジョン・ガン	CSIRO 熱帯及び表層生態系計画上席研究官
サイモン・スマリー	農漁業林業省漁業養殖業政策担当官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船舶主協会会長
テリー・ロマロ	オーストラリア船舶エイジェンシー有限会社営業部長
ヨン・マン・キム	オーストラリア船舶エイジェンシー有限会社
マーレイ・コナリック	MG カイリスグループ営業部長

日本

中前 明（代表者）	水産庁資源管理部審議官
神谷 崇	水産庁資源管理部国際課課長補佐
黒萩 真悟	水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
西本 祐二	水産庁資源管理部遠洋課係長
和沢 美穂	水産庁資源管理部国際課
砂原 龍夫	外務省経済局漁業室
藤田 晋吾	経済産業省貿易経済協力局農水産室室長
辻 祥子	遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室室長
石川 賢広	日本鯉鮪漁業協同組合連合会特別顧問
畠山 昭四郎	日本鯉鮪漁業協同組合連合会監事
羽根田 弘	日本鯉鮪漁業協同組合連合会理事

武下 太郎
金澤 俊明
檜垣 浩輔
高 鮮微

日本鯉鮪漁業協同組合連合会
全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会理事
全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
鹿児島大学海洋社会科学部助教授

ニュージーランド

ウィリアム・エマーソン（代表者）	漁業省上席国際顧問
エマ・ウォーターハウス	漁業省上席国際顧問
マイク・ライペン	漁業省付国際顧問
アサー・ホーア	漁業省上席漁業管理官
ステイシー・ホワイティオラ	漁業省
アンジェラ・ロスカム	漁業省技術補佐官
ターボット・マーレイ	国立水圏大気圏研究所表層漁業計画担当責任者
トニー・ブラウン	外務貿易省北アジア課課長
ハイク・マニング	外務貿易省政策官
サーラ・ウィン・ウィリアム	外務貿易省法務顧問
シー・ジョン・パク	外務貿易省北アジア課政策官
ピーター・バランタイン	ニュージーランド・ジャパン・ツナ有限会社
アラスデア・マクファーレン	ニュージーランドシーフードインダストリーカウンシル部長

韓国

キ・ヒョック・バーン（代表者）	海洋漁業省国際協力局長
キュー・ジン・ソック	海洋漁業省国際協力局研究官
オー・サン・コン	海洋漁業省国際協力局
イン・ケウン・パーク	遠洋漁業協会部長
ビヤン・グー・ミン	ドンウォン産業有限会社水産部長
キュー・ソック・チョイ	オーヤング協会理事

オブザーバー

台湾

ホン・イェン・ファン	農業行政委員会漁業室上席研究者
ユー・イー・ファン	農業行政委員会漁業室係長
シュウ・リン・リン	農業行政委員会漁業室研究者
ファン・チン・チャン	国立台北大学法学部準教授
シュウ・ファイ・ワン	中国行政委員会国際漁業開発研究者補佐
ウェン・ジュン・スウェイ	台湾遠洋まぐろ船主輸出協会インド洋操業委員会会長
クアン・ティン・リー	台湾遠洋まぐろ船主輸出協会書記官

インドネシア

ニラント・パーボウオ
パーリン・タムブナン

海洋漁業省漁業国際協力計画部部長
海洋漁業省漁業資源部部長

フィリピン

アルベルト・エコミエンダ
レウベン・ガナデン
リチャード・サイ
オーガスト・ナティヴィダット

外務省大使
漁業水産資源局補佐官
フィリピン ORPT 会長
フィリピンまぐろ協会副会長

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド
成澤 行人
ボブ・ケネディー
チカ・スカリー

事務局長
事務局次長
データベースマネージャー
事務担当

通訳

馬場佐英美
小池 久美
ユキ・サエグ



別添 3

第 10 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2003 年 10 月 7－10 日
ニュージーランド・クライストチャーチ

第 10 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2003 年 10 月 7－10 日

ニュージーランド、クライストチャーチ

議題項目 1. 開会

議題項目 1.1. 委員会の第 10 回年次会合の拡大委員会の議長及び副議長の選出

1. CCSBT 10 の議長及び副議長（ニュージーランドのスタン・クロウザー氏及び韓国のキ・ヒョック・バーン氏）が拡大委員会会合の議長及び副議長として確認された。

議題項目 1.2. 議長の選出

2. 修正議題が採択された。別紙 1 の通り。
3. 参加者の紹介が行われ、会合参加者のリストが別紙 2 に記載された。

議題項目 1.3. オープニング・ステートメント

議題項目 1.3.1 メンバー

4. 拡大委員会のメンバーによるオープニング・ステートメントは別紙 4 に記載されている。オープニング・ステートメントで、拡大委員会のメンバーは今次会合での議論のための優先的問題を明示した。

議題項目 1.3.2 その他の国及び団体

5. インドネシア及びフィリピンがオープニング・ステートメントを行った。両国のオープニング・ステートメントは別紙 5 に記載されている。

議題項目 2. 事務局からの報告

6. メンバーは事務局からの報告に留意した。報告についてなんら所見は述べられなかった。
7. オーストラリアは、オーストラリア東海岸の標識放流計画からの死亡まぐろの販売は、この特別調査計画の枠内で、他のメンバーからの分担金を相殺するために使われるよう、必ずしも確保されるべきでないと述べた。

議題項目 3. 財政運営委員会からの報告

8. 事務局長は、CCSBT-EC/0310/05（2003 年修正予算）及び CCSBT-EC/0310/06（2000 年予算案）を提出した。これらの文書の作成以後予算に加えられた調整もまた記述された。
9. 2003 年の改訂予算及び 2004 年の予算案を検討するために財政運営委員会が招集された。ニュージーランドがこの小委員会の議長に指名された。

10. 財政運営委員会の議論を支援するために、拡大委員会は以下の指針を与えた。
- ・ 拡大委員会は、主催国の首都での会合開催のコストを負担する。あるメンバーが首都以外で会合を行うことを望む場合、主催国が追加のコストを負担する義務がある。
 - ・ メンバーに義務付けられている分担金を安定させることが望ましい。幅広い指針として、拡大委員会は、メンバーからの分担金の変動が前年の分担金の10パーセント以内に維持されることを望んでいる。
 - ・ 2004 年標識放流計画の特別予算のためのメンバーの分担金の資金拠出公式は、一般予算のために使われる割り当て方式であるべきである。
11. 拡大委員会は、調査計画に関連する管理コストがほとんどない場合、拡大委員会が実施する科学調査のための特別予算にはこの公式は不適切であるとのニュージーランドのコメントに留意した。ニュージーランドは、漁業の相対的割合との比例でメンバーに利益が生じるため、この公式の適用によって自国が不利な立場に置かれると考えるとした。台湾はニュージーランドのコメントに同調した。
12. 科学調査のための特別予算の拠出金公式を CCSBT11 で見直し、検討することで合意が得られた。
13. 一般予算のための配分公式もまた見直すことで合意が得られた。現在の公式が、漁業に従事する開発途上国による拡大委員会への加盟に妨害になっていることが留意された。
14. 事務局は、拠出金公式に関する議論文書を作成し、これらを CCSBT11 のかなり前にメンバーに提供するように要請された。
15. メンバー分担金の変動を最低限度にとどめる上でメンバー及び事務局を支援するために、財政運営委員会は、拡大委員会に事務局が提出する将来の予算に、現行年のために修正予算、次年度の予算案、及びその後の年の表示予算を含めるべきことに合意した。拡大委員会はこの提案に合意した。
16. 合意された 2003 年の一般及び特別修正予算は、別紙 6a に記載されている。合意された 2004 年の一般・特別予算は別紙 6b に記載されている。

議題項目 4. 非加盟国との関係

17. 事務局長は、非加盟国との関係に関する報告 (CCSBT-EC/0310/07) を提出した。
18. メンバーは、非加盟国との関係に関し導入的コメントを提出した。特に、メンバーは、インドネシアとフィリピンが協力的非加盟国になることに関心を示し、また、セيشェルが、ミナマグロを漁獲しない旨、日本を通じて意思表示を行ったことに満足の意を示した。
19. メンバーは、南アフリカの CCSBT との関係にはさらに進んだ検討が必要であるとの見解を表明した。南アフリカが自国のミナマグロ漁業を発展させる資格があることを支持する個別のコメントが行われた。あるメンバーは、南アフリカにおいて便宜置籍漁業が発展することについて懸念を表明した。

20. フィリピンは、自国が拡大委員会の管理・保存目的に全面的に協力する意向であると述べた。本年前半にフィリピンは 22 トンのミナママグロを輸出したとの報告が行われた。フィリピンは、今年のみナミマグロの漁獲は混獲であったが、将来はミナママグロを対象とする漁業を発展させることを望んでいると述べた。
21. 日本は、中国から 15 トンのミナママグロの輸入を報告したが、これは、現実には中国で加工され日本に再輸入された日本による漁獲物であったと述べた。ニュージーランドは、現在は、中国によるミナママグロ漁獲はないが、中国は、CCSBT との協力に関する議論に加わるべきだとの見解を述べた。
22. 非加盟国との関係はまた、議題項目 5 の枠組みで議論することで合意が得られた。

議題項目 5. 協力的非加盟国の地位

23. 拡大委員会は、協力的非加盟国の地位を定める決議を採択した。同決議は別紙 7 に記載されている。決議を採択するにあたり、拡大委員会は、協力的非加盟国の地位は、永続的な取り極めとして意図されていないこと、また、協力的非加盟国は終局的には条約に加盟すべきことに留意した。
24. 事務局長が協力的非加盟国として拡大委員会に加盟を申請するよう呼びかける書簡を南アフリカ、フィリピン、インドネシアに送ることで合意が得られた。申請についての事務局長の呼びかけには、招待が行われる条件を打ち出す。
25. 拡大委員会は、インドネシアが協力的非加盟国の責務を果たすことができるよう支援することの重要性を確認した。この目的に向けて、2004 年 4 月に開かれる特別臨時会合の前に、委員会がインドネシアで協議を行うことで合意が得られた。

議題項目 6. 行動計画

26. 事務局長は、行動計画の現状に関する事務局からの報告 (CCSBT-EC/0310/09) を提出した。
27. メンバーは、現在、ベリーズ、カンボジア、赤道ギニア、ホンデュラスからの漁獲がないため（これは貿易情報スキーム及び日本の輸入統計から引き出された）、これらの国に対しさらに進んだ行動をとる必要がないことに合意した。日本は、また、行動計画が IUU の枠組みに関連していること、また、IUU 漁業のポジティブ・リストの実施が、行動計画に従ってとられた決定に影響を及ぼすことに留意した。
28. セイシェルが委員会に対して行った確約、特に、同国がミナママグロを漁獲しないと同意した日本・セイシェル間の協力的枠組みを根拠に、セイシェルに対するさらなる行動は停止し得ることで合意が得られた。
29. フィリピン及びインドネシアとも、CCSBT と協力することを確約した。そしてこの結果、これらの国に対するさらに進んだ行動は必要とされない。

議題項目 7. ミナママグロ漁業のレビュー

30. 拡大委員会のメンバーのミナミマグロ漁業に関する報告は別紙 8 に記載されている。
31. 拡大委員会のメンバーは、質問に答えて、以下の点を明確にした。
- ・ オーストラリアは、同国のメンバーへの書簡で述べられている破損した曳航生簀について、算定された 15 トンの死亡量は、最良の入手可能の情報に基づく推定であると述べた。さらにオーストラリアは、現在、魚が曳航生簀から固定生簀へと移動される（漁獲及び曳航作業の間に起こったいずれの死亡も含む）際に、漁獲枠はカウントされているが、将来は魚が始めて漁獲された時に漁獲量の重量の推定を行うことが提案されており、この推定が暫定的な漁獲枠として用いられると述べた。オーストラリアは、曳航生簀の事故の後に提案された管理上の変更について、書面による報告を行うことに同意した。
 - ・ 韓国は、自国の 2002 年の 649 トン（加工重量）という低い漁獲量、及び、2003 年に予想される 400 トン（加工重量）程度へのさらなる削減は、ミナミマグロ漁業の経済収益が減少した結果であると述べた。
32. 国別報告の提出の後に、オーストラリアは、メンバーは、拡大委員会に月ごとに自国の漁獲量を報告すべきだと提案した。

議題項目 8. 科学委員会からの報告

33. 科学委員会議長、ペニー氏は、科学委員会第 8 回会合の報告の詳しい説明を行った。同報告は別紙 9 に記載されている。
34. 拡大科学委員会は、以下の三つの点について委員会からのフィードバックを求めた。
- ・ 拡大科学委員会会合で最終化された CCSBT 科学オブザーバー計画のための基準の承認。
 - ・ 拡大委員会は、拡大科学委員会が ICCAT のための年間ミナミマグロ報告の作成の責任をとることを望むか。
 - ・ 拡大委員会は、管理手続きに関する協議が、第 3 回管理手続きワークショップの後に行われることを望むか。
35. 拡大委員会は、CCSBT 科学オブザーバー計画のための基準を承認し、台湾と韓国が 10 パーセントのオブザーバー捕捉率の目標を達成することが困難だと述べた点に留意した。日本は、これら 2 カ国ができるかぎり早期に科学オブザーバー計画を実施することを強く求めた。
36. 拡大科学委員会が ICCAT のための年間ミナミマグロ報告作成の責任をもつべきだとの合意が得られた。

議題項目 9. 管理手続き

37. 科学委員会の議長は、ミナミマグロのための管理手続きの選定について発表を行った。（CCSBT-EC/0310/26）。管理手続き開発プロセスの進展状況が検討された。管理目的及びトレード・オフに関して、拡大委員会から指針が受理されることを条件に、管理手続きプロセスは、2004 年 4 月の第 3 回管理手続きワークショップに予定通り完了すべきである。業界協議プロセスでは、ニュージーランドの業界を除き、現在は漁獲を増加したいとの強い希望がないこと、しかし、また、漁獲量の急激かつ実質的な減少も望まないとの結論が出された。これは、管理手続きが、低い生産性のシナリオにおい

て TAC の減少を図りながら、高い生産性の下で TAC の緩慢な増加を図るという非対称的なものであるべきことを示唆している。

38. 業界の協議で用いられた、(CPUE に基づく)管理手続きの例が、注意深い(回復志向の)、穏健な管理手続き、または、積極的な(漁獲志向の) 管理手続きを用いて、低度、中位、また高度の生産性シナリオの下での漁獲及び産卵資源バイオマスの回復の間のトレード・オフを例示するために用いられた。低い生産性の下で、バイオマスの回復は、漁獲量の減少なしには起こらない。他方、高い生産性の下では、ある程度の漁獲の増加をもっても、再構築が起こり得る。
39. 管理手続きの候補の選択は、第3回管理手続きワークショップで評価され、ミナミマグロのために使用するための最終的管理手続きの選定のために CCSBT11 に提出される。これらはおそらく、すでに目的によって開発され、テストされた候補に緊密に基づいたものになるだろう。これらの方式の検討において、メンバーは、二つの主要なトレード・オフの軸に沿って、選択をしなければならなくなるだろう。
 - ・ 漁獲レベルとバイオマスの再構築の間の強力なトレード・オフ。より高度の漁獲は、再構築の範囲を狭める。逆も真である。
 - ・ また、TAC の安定 (TAC の変更の頻度) と TAC の変更の強度の間にトレード・オフがある。頻繁な TAC の変更はより小さいものに留まる公算が強い。その一方、頻度が低い変化には、より大きな変化が必要とされる。より頻繁な変化はまた、時間の経過の中で、平均漁獲量の増加という結果を生むはずである。
40. 拡大委員会は以下の点について指針を与えるよう要請された。
 - ・ 管理手続きをチューニングするための、提案されたバイオマスの境界が適切か。
($B_{2022}/B_{2002} = 0.7, 1.1, \text{及び} 1.5$)
 - ・ 穏健な管理手続きの周りにより多くの管理手続きを探索すべきか、または、より注意深い、あるいは、より積極的な管理手続きが探索されるべきか。
41. TAC の安定性におけるトレード・オフに関して、第3回管理手続きワークショップと SC は、毎年方針を更新するか、3 年ごとに更新するかの方針を探索することを計画している。
 - ・ TAC の変更の間にその他の (より長い) 期間を検討すべきか。
42. 拡大科学委員会は、検討のために提出された候補となる管理手続きについて以下のパフォーマンス・メジャーを提供する。候補となる管理手続き (たとえば、MSY との関連におけるパフォーマンス、5 年、10 年、あるいは 20 年以上の期間でのパフォーマンス) を評価するために、これらは十分か。あるいは他の情報が必要とされるか。
 - ・ 2020 年までの平均漁獲量;
 - ・ 2020 年までの平均産卵バイオマス;
 - ・ 2002 年との相対における産卵資源バイオマス;
 - ・ 1980 年との相対における産卵資源バイオマス;
 - ・ TAC 変更の頻度;
 - ・ 特定の敷居値を超過するシミュレーション(いまだ未特定)の比率。
43. オーストラリアは、 B_{2022}/B_{2002} が 0.9 のより低い境界の優先、実施後 5 年の期間、TAC 変更の間の 3 年の期間、及び、TAC の変更の実施における 12-18 ヶ月の遅れでの管理手続きパフォーマンスの評価に留意した。2020 年に 1980 年のバイオマスレベルを達成すると現在の目的から離れる動き、また、管理目的としての MSY に向けた動きは、

もしすべてのメンバーが同意し、MSY に向けた進展が測定されれば、検討することが可能である。

44. 日本は、最終的管理手続きの選択は、資源の現状の理解に影響される点に留意した。2004 年の評価の結果は、CCSBT11 には利用可能となり、メンバーは、管理手続きの選択を行う前に、これらを管理手続き評価結果と比較する立場になると思われる。
45. また、ミナミマグロの管理目的として MSY を使用することの実現可能性、及び、安定した漁獲シナリオの下での、生産性における不確実性、さらにバイオマス予想の変動の理由に関して質問が行われた。主要なミナミマグロ資源パラメータにおける多くの不確実性と自然変動が簡潔に説明された。これらは、加入量及び資源状態における実質的な自然変動につながることで予想される。これは管理手続きの予想に反映されている。
46. メンバーは、管理目的及び管理手続きのためのその要件に関して以下の追加のコメントを行った：
 - ・ オーストラリア：
 - 現行の CCSBT の管理目的は、達成可能な目的に置き換えられるべきであると考えた。これは、MSY の目的であり得るが、MSY 目的を適切に定義する必要がある。管理目的はまた、資源の再構築につながるようなものである必要がある。
 - 管理目的に向けた進展は、5 年ごとに測定する必要がある。
 - TAC における安定性が望ましく、3 年の TAC が出発点としてよいであろう。TAC の削減が必要な場合には十分な時間が必要である。
 - ・ 台湾：
 - 現行の CCSBT の管理目的は達成が不可能であると考えた。従って、目的を修正することに原則的に合意した。
 - TAC におけるいずれの変更（増減）も、急激ではなく段階的なものであるべきである。
 - TAC は、漁獲の安定性を達成するために 5 年またはそれ以上の期間に設定すべきである。
 - 国別割り当ては、管理手続きに関する議論の重要な部分である。そのため、TAC におけるいずれの増加あるいは削減は合意した形で割り当てるべきである。
 - ・ 日本：
 - 現行の CCSBT の管理目的は達成可能でなく、きわめて厳格な目的でもあると考えた。MSY レベルの達成を求める管理目的がより適切である。MSY が達成されるべき期間は、管理手続きを決定した後、またより多くのデータが利用可能となった後決定できる。
 - 拡大科学委員会へのフィードバックが日本によって提供された。日本は、5 年の TAC とし、現行の漁獲量を今後二十年間維持するシナリオからの結果を見たいと述べた。日本はまた、MSY に基づくパフォーマンス・メジャーについての結果をみることを望んでおりまた、バイオマスを 2002 年の 100 パーセント及び 110 パーセントとして、より穏健な方針を探索したいとした。
 - ・ ニュージーランド：
 - 現行の CCSBT の管理目的にかかわる主要な問題は、目的を達成するための戦略がなく、従って、ほとんど進展が見られないことであると考えた。MSY に基づく管理目的を検討することができるが、メンバーをその目標に向けて導く合意された管理手続きがなければならない。
 - 管理目的に到達するために適切な管理手続きとともに、代替の目的について合意

が得られるまで、現行の CCSBT の管理目的を維持することを提案した。

- 現在の資源の状態が低いため、用心深いまたは穏健な管理手続き漁獲方針が積極的方針より好まれる。
- 3 年間の時間枠は TAC の変更に適している。12 ヶ月までのリード・タイムが、TAC の変更の実施のために適当だと考えられた。リード・タイムが 3 年の TAC のサイクルの一部である場合、資源評価は、2 年ごとに必要となるだろう。
- 2002 年と 1980 年との関係における産卵資源バイオマスのパフォーマンス指標は重要であり、それを拡大科学委員会が検討すべきである。
- ・ 韓国:
 - (科学的な資源状態の観点より) 管理上の観点からして、漁業が高度に生産的であり、また、我々が積極的な漁獲方針をもって漁業を管理できることが最善であろう。そうすれば、将来資源に増加があった場合、非加盟国にインセンティブを与えることなく、メンバーによって維持されるだろう。

47. 管理目的及び管理手続きの策定に関して拡大科学委員会が提起した質問に答えて、委員たちは以下のガイドラインを提供した。

管理目的

- ・ 2020 年までに 1980 年のレベルに到達するという現行の目的は実現可能でない。また、CCSBT は、より実現可能な管理目的の採択に向かう必要があることが認識された。これは、 B_{MSY} と関係する可能性がある。
- ・ しかしながら、目的における変更がもつ意味合いには、委員会によるさらなる検討が必要である。4 月の第 3 回管理手続きワークショップの後に提案されている委員の特別会合で、管理目的についてさらなる検討を行うことができる。新しい CCSBT の管理目的の最終的採択は、候補の管理手続きが検討される CCSBT11 で最善の形で取り上げることができる。
- ・ 採択されたどの管理目的にせよそれに到達するための時間枠に関して、これは、予測の結果及び管理手続きの候補のパフォーマンス・メジャーが検討のために利用可能となった後、CCSBT11 会合で最善の形で取り上げられることが留意された。しかし、拡大科学委員会が提案したパフォーマンス・メジャーに加えて、これらの予測とパフォーマンス・メジャーは、MSY に関連するパフォーマンスを特定的に取り上げる必要があり、30 年の予測期間に延長されるべきである。

産卵資源バイオマスにおける境界

- ・ 産卵資源バイオマスを終わらせるための境界案 ($B_{2022}/B_{2002} = 0.7$ and 1.5) が、候補の管理手続きのチューニングを行う目的で、上部境界及び下部境界として受け入れられた。しかしながら、穏健なレベルをめぐる管理手続き ($B_{2022}/B_{2002} = 1.1$) の探索により大きな強調点を置くべきである。
- ・ 特に、より低い 0.7 という B_{2022}/B_{2002} レベルに関して、より高いバイオマス・レベルが下部境界として好まれ、また、バイオマスが予測期間の間及び終りに、 B_{2002} の 90% 及び 80% を下回る予測の比率について報告するために、パフォーマンス・メジャーを含むべきであるとのいくつかの見解があった。

TAC の安定性におけるトレード・オフ

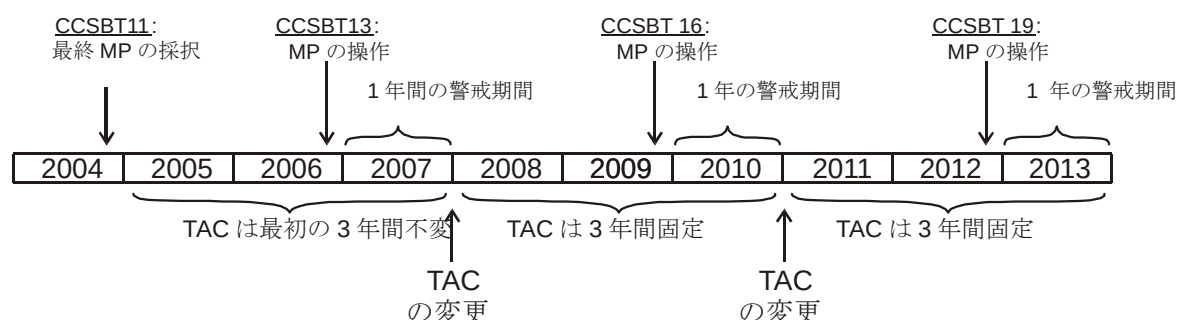
- ・ TAC の変更の間の優先期間は 3 年とするとの合意が得られた。比較のため感度分析として探求されるべき代替期間は、TAC の変更の間の 1 年及び 5 年とすべきである。
- ・ さらに、拡大科学委員会は、いずれの TAC の変更の前の当初の 3 年間の遅延期間、及び、TAC の変更の決定から実施の間の一年のズレを検討するよう要請された。

- ・ また、TAC の変更の最大限の規模についてある程度の制限を設けるが好ましいとの合意が得られた。市場攪乱を防止するために、TAC の増加率を制限するとの要望が確認された。現実の限度については合意が得られず、科学委員会はオプションを探るよう要請された。

以下の特徴をもつ管理手続きの実施から生ずる管理手続き操作及び TAC 変更のスケジュールの例示が以下に示されている。

- ・ 2004 年 10 月の CCSBT11 での最終的ミナミマグロ管理手続きの受け入れ。（委員会は、選択された管理手続きの勧告に基づいて、または、2004 年の全体的資源評価の結果に基づいて、または、その他の考慮により、この段階で TAC を手動で変更することを決定することができる。）
- ・ 管理手続きにより勧告されたいかなる TAC の変更の前に、TAC の変更を伴わない当初の 3 年間の遅延が実施される。
- ・ 管理手続きの操作と TAC 変更の勧告の受け入れ、及び勧告された TAC の変更の実施の間の 1 年間の警戒期間・時間差
- ・ 管理手続きによって勧告された TAC の変更の間の 3 年間の期間

上記に示された 4 項目は、下の表に図示されている。



パフォーマンス・メジャー

- ・ バイオマス・パフォーマンス・メジャー、特に、 B を B_{2002} と B_{1980} と比較する措置が特に重要であると認識された。
- ・ 予測期間の終り（現在は 30 年まで延長）の候補管理手続きのパフォーマンスについての報告に加えて、これらは、5 年、10 年、20 年ごとに報告されるべきである。
- ・ MSY に関連する管理目的に向けての可能な動きに鑑み、パフォーマンス・メジャーは、 B_{MSY} への到達における候補管理手続きのパフォーマンスについて作成し、提供されるべきである。
- ・ 特に、MSY に関するパフォーマンスに関して、拡大科学委員会は、 B_{MSY} の決定における不確実性のレベル、及び、いかに効果的に、候補管理手続きがこの不確実性に対処し、 B_{MSY} に向けて管理を行うかについて調査し、報告するよう要請された。

48. 第 3 回管理手続きワークショップの結果について委員たちにフィードバックを提供するために、2004 年 4 月の第 3 回管理手続きワークショップの後に、委員の特別臨時会合を開催すべきことが合意された。この会合はまた、管理目的へのさらなる検討を行う機会を委員たちに与える。

議題項目 10. インドネシアの漁獲の監視

49. 科学委員会議長は、インドネシア漁獲監視ワークショップの結果について拡大委員会に簡単な説明を行った。本会合は、この監視計画が、拡大委員会の保存・管理目的に対してもつ重要性を認識した。
50. 議論の中で、オーストラリアと日本は、何年にもわたり、財政的にインドネシアの漁獲監視努力を支援してきており、今は他のメンバーもこの努力に貢献するのが適切であると指摘した。オーストラリアと日本は、CCSBT11 での今後における拡大委員会による資金提供の検討に従って、2004 年の監視を引き続き支援すると述べた。事務局がコストに関するデータを日本とオーストラリアから収集し、中間期に別のメンバーに配布することで合意が得られた。

議題項目 11. 総漁獲可能量及びその配分

51. 2003/2004 年漁期について、メンバーは以下のとおり合意した。
- ・ メンバーのための一年間の総漁獲可能量は 14,030 トン。今年度の個々のメンバーの配分は以下のとおり。
 - オーストラリアー 5,265 トン
 - 漁業主体台湾 - 1,140 トン
 - 日本ー 6,065 トン
 - ニュージーランドー 420 トン
 - 韓国ー 1,140 トン
 - ・ 協力的非加盟国のための全世界の割り当ては 900 トンで、そのうち、800 トンがインドネシアに配分される。残りの 100 トンは、フィリピンなど別の非加盟国に配分される。
52. 拡大委員会は、CCSBT 1 で合意された相互了解書に記されている国別配分に対する調整に関して、未解決の問題があることを認識した。拡大委員会は、CCSBT 条約及び国際法の関連の原則を全面的に考慮し、この問題を取り上げ、解決する必要があることを認識した。
53. 拡大委員会は、この問題は、TAC、国別配分、及び管理手続きのために決定規則の将来の検討において、CCSBT11 までに解決すべきことに合意した。
54. 拡大委員会は、CCSBT 9 で拡大委員会へ2つの新しいメンバーを受け入れたことも含め、拡大委員会が管理手続き採択の方向に向かっている中で、現在の CCSBT の環境を考慮し、いかにして、CCSBT 1 で了解された配分原則が適用できるかを検討する文書を、CCSBT11 に先立ちニュージーランドに作成するよう依頼した。

議題項目 12. 漁獲枠の取引

55. 事務局が作成した漁獲枠取引に関する文書(CCSBT-EC/0310/15)について検討が行われた。
56. 拡大委員会は、この問題がきわめて複雑であり、法的な意味合いが明確ではない点に留意した。さらに進んだ作業を行う必要があることで合意が得られた。事務局は、この問題の包括的レビューを作成し、中間期の議論のためにメンバーに配布するよう指

示を受けた。事務局は、すべてのメンバーから法的助言を求め、また、独立した法的助言も求めるべきである。

議題項目 13. IUU 漁業

57. 拡大委員会は、文書 CCSBT-EC/0310/16 及び CCSBT-EC/0310/25 に記述されている IUU に関する決議案を検討した。第一段階として、CCSBT-EC/0310/25 に基づく決議で、進めることで合意が得られた。拡大委員会が合意した決議は別紙 10 に記載されている。

議題項目 14. 貿易情報スキームに関する事項

58. 事務局長は、貿易情報スキーム（TIS）に関する事項にかかわる文書（CCSBT-EC/0310/17）を提出した。同文書の焦点は、TIS のための最低限の基準にある。
59. オーストラリアとニュージーランドは、貿易関連の漁獲に制限されない漁獲量情報／文書化計画の方向に進む希望を表明した。オーストラリアはまた、メンバーがその漁獲量を月ごとに CCSBT に報告することを望むと述べた。
60. この議題を議論するために作業部会が招集された。作業部会の報告は別紙 11 に記載されている。同報告書には以下が含まれている。
- ・ TIS のための合意された最低限の基準
 - ・ TIS フォームに輸出先を含めることを義務付けるための TIS の修正
 - ・ TIS への改善のための勧告
61. 作業部会の報告は拡大委員会により採択された。
62. 貿易対象外の漁獲を含めたすべての漁獲量の監視の問題が議論された。これは、拡大委員会が取り上げるべき、緊急問題であることで合意が得られた。事務局は、漁獲監視オプションに関する報告を中間期に作成するよう要請された。
63. 事務局はまた、メンバーによる月ごとの漁獲報告についての義務付けに関する CCSBT の以前の規則について調査するよう要請された。

議題項目 15. 生態学的関連種作業部会

64. この議題を議論するために作業部会が招集された。事務局次長が、2004 年 2 月 2-5 日にウェリントンで開催予定の、生態的関連種作業部会 (ERSWG) の第 5 回会合のための作業計画の取り極めに関する文書 CCSBT-EC/0310/18 を提出した。
65. 第 5 回 ERSWG に予想される大量の文書の取り扱いについて、事務局を支援するための取り極めを中心に議論が行われた。メンバーは、全般的に、文書の提出のために科学委員会により設定された手続きに従うことで合意した。特にメンバーは以下の点について合意した。
- ・ 各メンバーが第 5 回 ERSWG 会合に提出を希望している文書のリストの電子版を 2003 年 12 月 19 日までに事務局に提供する。このリストは、可能な場合、要約、及び、文書がどの議題と関連するかを含めるべきである。また文書は、4 つのカテゴリー（背景、情報、国別報告、会議文書）のどれかに分類すべきである。
 - ・ 会合の 2 週間前までに、電子形態で、最終文書を事務局に提出する。

- ・ 第5回 ERSWG のための取り極めに関して、事務局との交信のために一つの連絡先を任命する。
 - ・ 第4回 ERSWG 会合で合意された形式での国別報告を提供する。
66. オーストラリアは、拡大委員会が、FAO のサメ及び海鳥に関する国際行動計画の目標を支援できる方策を検討するとの CCSBT9 で行われた合意を想起した。メンバーは、本件が第5回 ERSWG のための合意された議題3の下で議論されるべきことに合意した。
67. メンバーは、インドネシアのはえ縄漁業が混獲種に対して起こりえる影響に鑑み、第5回 ERSWG 会合へのインドネシアの参加を促すことに合意した。

議題項目 16. 調査死亡許容量

68. 科学委員会の議長は文書 CCSBT-EC/0310/19 を提出した。
69. 2002/2003 年漁期に、0.8 トンの RMA が日本の産卵水域調査のために使用された。また、13.28 トンの SRP 死亡許容量が標識放流計画のために使用された。
70. 10 トンの RMA が 2003/04 年の産卵水域調査のために日本より要請された。拡大委員会はこの要請を承認した。
71. 40 トンの SRP 死亡許容量がミナママグロ標識放流計画のために要請され、承認された。これは以下のとおりである。
- ・ CCSBT の表層漁業標識放流(4t)
 - ・ インド洋西部における日本のはえ縄標識放流計画 (10t)；
 - ・ オーストラリア東海岸及び東部インド洋におけるオーストラリアのはえ縄標識放流計画(15t)；
 - ・ オーストラリアのグローバル・アーカイバル標識放流計画(6t)；
 - ・ 西太平洋におけるニュージーランドのはえ縄標識放流(5t)

議題項目 17. 2004 年のための作業計画

72. 拡大委員会は、別紙 12 に概略されている 2004 年の作業計画に合意した。

議題項目 18. 他の機関との活動

73. 事務局長は、文書 CCSBT-EC/0310/20 を提出した。事務局長は、2004 年における、他の機関との活動については、ICCAT が組織しているまぐろ地域漁業機関の会合への出席に限定することを提案した。拡大委員会は、2004 年にはその他の機関の会合への出席は必要でないことに合意した。
74. 資金は追加しないこと、また、提供すべきデータは、拡大委員会のデータ機密性に関する方針と合致したものであることに留意し、拡大委員会は、FIGIS-FIRMS システムへの参加について、FAO とのパートナーシップ合意を締結することに合意した。また、拡大委員会は、FIGIS-FIRMS システムに提供すべき漁業状況レポートを拡大科学委員会が作成し、更新することに留意した。

議題項目 19. 委員会文書の機密性

75. 会合では、インドネシア漁獲監視ワークショップからの文書 CCSBT-ICM/0304/05 を除き、CCSBT 10 のために作成されたすべての文書は、一般に利用可能とされることで合意した。

議題項目 20. データの機密性に関する方針

76. 事務局長は、CCSBT のデータ機密性についての方針に関する文書 CCSBT-EC/0310/22 を提出した。同文書では、適切な機密性の規則が、他の地域漁業機関の規則と合致するものであることが求められている。
77. CCSBT 中央データベース及び CCSBT 統計証明計画に関する現在の機密に関する方針の修正が作業部会で議論された。
78. CCSBT 中央データベース及び CCSBT 統計証明計画の機密性に関する修正方針について合意が得られた。別紙 13 の通り。

議題項目 21. その他の議論事項

79. その他の議論事項はなかった。

議題項目 22. 閉会

議題項目 22.1. 拡大委員会の第三回会合の議長及び副議長の選出

80. CCSBT11 のための拡大委員会は、韓国が主催し議長を務める。韓国はキ・ヒョック・バーン氏を議長に指名した。
81. 副議長は、漁業主体台湾により指名され、2004 年初旬に事務局長に提示される。

議題項目 22.2. 報告書の採択

82. 本会合は報告を採択した。

議題項目 22.3. 閉会

83. 拡大委員会は会合を閉会することに合意した。

別紙のリスト

別紙

1. 議題
2. 参加者リスト
3. 文書リスト
4. メンバーによるオープニング・ステートメント
5. 非加盟国によるオープニング・ステートメント
6. 2003 年の改訂予算及び 2004 年の予算
7. 拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位を設定するための決議
8. ミナミマグロ漁業の検討－拡大委員会のメンバーからの報告
9. 科学委員会の報告
10. 違法、無規制、無報告 (IUU) 漁業及び 24 メートルを超えるミナミマグロ漁漁許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議
11. 貿易情報スキームに関する作業部会の報告
12. 2004 年の CCSBT 作業計画
13. CCSBT 中央データベースの改訂機密政策及び CCSBT 統計証明計画

議題
第 10 回委員会年次会合
拡大委員会
2003 年 10 月 7 ～10 日
ニュージーランド・クライストチャーチ

1. 開会
 - 1.1 第 10 回年次会合における拡大委員会会合の議長及び副議長の選定
 - 1.2 議題の採択
 - 1.3 オープニング・ステートメント
 - 1.3.1 加盟国
 - 1.3.2 その他の国及び団体
2. 事務局からの報告
3. 財政運営委員会からの報告
4. 非加盟国との関係
 - 4.1 インドネシア
 - 4.2 南アフリカ
 - 4.3 フィリピン
 - 4.4 セイシェル
 - 4.5 その他の国
5. 協力的非加盟国の地位
6. 行動計画
7. ミナミマグロ漁業のレビュー
8. 科学委員会からの報告
9. 管理手続き
10. インドネシア漁獲の監視
11. 総漁獲可能量及びその配分
12. クォータトレーディング
13. IUU 漁業
14. 貿易情報スキームの問題
15. 生態学的関連種作業部会

16. 調査死亡量枠
17. 2004 年の作業計画
18. その他の組織との活動
19. 委員会文書の機密性
20. データ機密性の政策
21. その他事項
22. 閉会
 - 22.1 第 3 回拡大委員会の議長及び副議長の選定
 - 22.2 会合報告書の採択
 - 22.3 閉会

別紙2

参加者リスト
CCSBT
第10回委員会年次会合
拡大委員会
2003年10月7日－10日
ニュージーランド、クライストチャーチ

議長

スタン・クロザース 漁業省次官補

SC 議長

アンドリュー・ペニー 魚類環境サービス有限会社

オーストラリア

グレン・ハリー（代表者）	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
ケイト・バークレイ	シドニー工科大学国際研究学科日本研究講師及びコーディネーター
アンディー・ボッツワース	オーストラリア漁業管理庁みなみまぐろ漁業管理官
ジェームス・フィンドレー	農漁業林業省漁業養殖業上席研究官
ジェイ・ヘンダー	農漁業林業省漁業養殖業政策担当官
ハワード・アレン	外務貿易省
グレン・サント	トラフィックオセアニア
ジョン・ガン	CSIRO 熱帯及び表層生態系計画上席研究官
サイモン・スマリー	農漁業林業省漁業養殖業政策担当官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
テリー・ロマロ	オーストラリア船舶エイジェンシー有限会社営業部長
ヨン・マン・キム	オーストラリア船舶エイジェンシー有限会社
マーレイ・コナリック	MGカイリスグループ営業部長

台湾

ホン・イェン・ファン	農業行政委員会漁業室上席研究者
ユー・イー・ファン	農業行政委員会漁業室係長
シュウ・リン・リン	農業行政委員会漁業室研究者
ファン・チン・チャン	国立台北大学法学部準教授
シュー・ファイ・ワン	中国行政委員会国際漁業開発研究者補佐
ウェン・ジュン・スウェイ	台湾遠洋まぐろ船主輸出協会インド洋操業委員会会長
クアン・ティン・リー	台湾遠洋まぐろ船主輸出協会書記官

日本

中前 明（代表者）	水産庁資源管理部審議官
神谷 崇	水産庁資源管理部国際課課長補佐
黒萩 真悟	水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
西本 祐二	水産庁資源管理部遠洋課係長
和沢 美穂	水産庁資源管理部国際課
砂原 龍夫	外務省経済局漁業室
藤田 晋吾	経済産業省貿易経済協力局農水産室室長
辻 祥子	遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室室長
石川 賢広	日本鯉鮪漁業協同組合連合会特別顧問
畠山 昭四郎	日本鯉鮪漁業協同組合連合会監事
羽根田 弘	日本鯉鮪漁業協同組合連合会理事
武下 太郎	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
金澤 俊明	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会理事
檜垣 浩輔	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
高 鮮徽	鹿児島大学海洋社会科学部助教授

ニュージーランド

ウィリアム・エマーソン（代表者）	漁業省上席国際顧問
エマ・ウォーターハウス	漁業省上席国際顧問
マイク・ライペン	漁業省付国際顧問
アサー・ホーア	漁業省上席漁業管理官

ステイシー・ホワイティオラ	漁業省
アンジェラ・ロスカム	漁業省技術補佐官
ターボット・マーレイ	国立水圏大気圏研究所表層漁業計画担当責任者
トニー・ブラウン	外務貿易省北アジア課課長
ハイク・マニング	外務貿易省政策官
サーラ・ウィン・ウィリアム	外務貿易省法務顧問
シー・ジョン・パク	外務貿易省北アジア課政策官
ピーター・バラントイン	ニュージーランド・ジャパン・ツナ有限会社
アラスデア・マクファーレン	ニュージーランドシーフードインダストリーカウンシル 部長

韓国

キ・ヒョック・バーン(代表者)	海洋漁業省国際協力局長
キュー・ジン・ソック	海洋漁業省国際協力局研究官
オー・サン・コン	海洋漁業省国際協力局
イン・ケウン・パーク	遠洋漁業協会部長
ビャン・グー・ミン	ドンウォン産業有限会社水産部長
キュー・ソック・チョイ	オーヤング協会理事

オブザーバー

インドネシア

ニラント・パーボウオ	海洋漁業省漁業国際協力計画部部長
パーリン・タムブナン	海洋漁業省漁業資源部部長

フィリピン

アルベルト・エコミエンダ	外務省大使
レウベン・ガナデン	漁業水産資源局補佐官
リチャード・サイ	フィリピン ORPT 会長
オーガスト・ナティヴィダット	フィリピンまぐろ協会副会長

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド

成澤 行人

ボブ・ケネディー

チカ・スカリー

事務局長

事務局次長

データベースマネージャー

事務担当

通訳

馬場佐英美

小池 久美

ユキ・サエグ

文書リスト
第 10 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/0310/)

01. Draft Agenda and the Annotation
02. List of Participants
03. Draft List of Documents
04. (Secretariat) Report from the Secretariat
05. (Secretariat) Adoption of the revised 2003 budget
06. (Secretariat) Adoption of the 2004 budget
07. (Secretariat) Relationship with Non-members
08. (Secretariat) Cooperating Non-member Status
09. (Secretariat) Action Plan
10. (Secretariat) Review of SBT Fisheries
11. (Secretariat) Report from the Scientific Committee
12. (Secretariat) Management Procedure
13. (Secretariat) Indonesian Catch Monitoring
14. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
15. (Secretariat) Quota Trading
16. (Secretariat) IUU Fishing
17. (Secretariat) Trade Information Scheme Matters
18. (Secretariat) Ecologically Related Species Working Group
19. (Secretariat) Research Mortality Allowance
20. (Secretariat) Activities with Other Organization
21. (Secretariat) Confidentiality of Commission Documents
22. (Secretariat) Other Business (Data Confidentiality Policy)
23. (Japan) Incomplete documents of CCSBT TIS of attached to SBT products imported to Japan in 2003.: JFA
24. (Japan) Japanese cruise proposal for the tagging program in 03/04 within framework of SRP.: JFA
25. (Japan) Draft Resolution to Establish a CCSBT Record of Vessels over 24 meters Authorized to Fish for Southern Bluefin Tuna.: JFA (Final version will submit at meeting)

26. (SC Chair) Selection of management procedures for southern bluefin tuna.: Andrew Penney.

(CCSBT-EC/0310/BGD)

01. (Japan) Report of 2002/2003 results and proposal for 2003/2004 activities on CCSBT tagging by Japan.: Itoh., Takahashi., Tsuji. and Hosogaya.

(CCSBT-EC/0310/Info)

01. (Japan) Proposal for Shoyo-maru spawning ground survey.: JFA
02. (Japan) Proposal for Number 2 Taikei-maru spawning ground survey.: JFA

(CCSBT-EC/0310/Rep)

01. Report of the Sixth Meeting of the Scientific Committee (August 2001)
02. Report of Tagging Program Workshop (October 2001)
03. Report of the Eighth Annual Commission Meeting (October 2001)
04. Report of the Fourth Meeting of Ecologically Related Species Working Group (November 2001)
05. Report of the First Meeting of Management Procedure Workshop (March 2002)
06. Report of the CPUE Modeling Workshop (March 2002)
07. Report of Direct Age Estimation Workshop (June 2002)
08. Report of the Third Stock Assessment Group Meeting (September 2002)
09. Report of the Seventh Meeting of the Scientific Committee (September 2002)
10. Report of the Ninth Annual Commission Meeting (October 2002)
11. Report of the Second Meeting of the Management Procedure Workshop (April 2003)
12. Report of the Indonesian Catch Monitoring Review Workshop (April 2003)
13. Report of the Fourth Stock Assessment Group Meeting (August 2003)
14. Report of the Eighth Meeting of the Scientific Committee (September 2003)

(CCSBT-EC/0310/OS-)

Australia

Fishing Entity of Taiwan

Japan

New Zealand

Republic of Korea

(CCSBT-EC/0310/ST Fisheries-)

Australia	- Updated of the Australia Southern Bluefin Tuna Fishery for the 2001-02 Season
Fishing Entity of Taiwan	- Review of Taiwan's SBT Fishery of 2002/2003
Japan	- Review of Southern Bluefin Tuna Fisheries of Japan in the 2003 Fishing Season
New Zealand	- Review of the New Zealand SBT Fisheries for the 10 th Annual CCSBT Meeting
Republic of Korea	- Annual Review of SBT Fisheries for the Annual Commission Meeting

オーストラリアによるニングステートメント

議長、ありがとうございます。

始めに、ニュージーランドがこの会合を主催したことに感謝したい。これは貴国がはじめて主催するミナマグロの会合である。また、ミナマグロ保存委員会の第10回年次会合のスタン・クロザーズ議長及び科学委員会のアンドリュー・ペニー議長を歓迎したい。

また、同じ通訳の皆さんとお目にかかれるのはいつも喜びである。今後一週間にわたる皆さんの努力に前もって感謝したい。最後に、事務局に対しては、過去一年間に払われたすべての勤勉な努力に感謝したい。この努力により今次会合が非常に生産的な会合になることを期待している。

今日ここに、ミナマグロ保存委員会の全メンバーまたはフィリピンとインドネシアからのオブザーバーとお会いできるのは素晴らしいことである。南アフリカ共和国も今週我々に加わることを私は希望している。非加盟国に関連する問題及び非加盟国による漁獲に関連する問題への対処はCCSBTにとって重要である。

私は大きな成功を収めた中西部太平洋漁業委員会の準備会合に出席したところだが、この準備会合で私が目にした善意がまたこのCCSBT会合でも見られ、数多くの重要な問題に顕著な進展が遂げられることを希望する。

今次、第10回の委員会年次会合の進展にとって、オーストラリアが特に重要と見ていくつかの問題がある。管理手続き及び管理目的の開発は、委員会の将来の機能にとって必要不可欠であり、適切な分量の注意を向けるに値する。メンバーが総漁獲可能量及び国別配分について合意できないことは、CCSBTの効果的な機能発揮に大きな障害であった。私は、メンバーが今次会合で、この問題について合意に至れるよう作業を行うことを希望する。委員会のメンバーが、非加盟国の漁獲、特に産卵資源への漁獲の影響を考慮しているインドネシアの漁獲を管理するために努力することは重要である。私はまた、メンバーが、ミナマグロ種の資源を持続的に管理するために犠牲を払っている委員会メンバーに害を及ぼすような形で、違法、無報告、無規制漁業に従事する、委員会外のこれらの国々に対して強力なステートメントを行うためのイニシアティブをこの会合でとることを期待する。すべてのメンバーがCCSBTの標識放流計画に提供した資金を考慮し、メンバーが標識放流計画がその目標を達成するよう図るために、望まれるオブザーバー捕捉率を履行することもまた重要である。

生産的な一週間となることを希望している。ご静聴感謝する。

台湾漁業主体によるオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様、

まず、この機会に、我々の会合開催のためのこの素晴らしい会議場を提供されたニュージーランド政府に感謝申し上げたい。また、この会合を可能にするためのすべての必要な文書作成のため、甚大な努力を払われたブライアン・マクドナルド事務局長及び事務局のすべてのスタッフに感謝したい。

我々が昨年8月に拡大委員会のメンバーとなってから、はやくも一年が過ぎた。加入にあたり、我々は、ミナマグロ資源のよりよい管理と保存のために、一層多くの負担が我々に負わされることを承知している。我々の責務を引き受け、すべての措置を遵守するため、過去数年にわたり、ミナマグロを漁獲する我々の船舶の管理について一層の努力を払ってきた。この一年の間に、すべてのメンバーから我々に与えられた支援に感謝する。

拡大科学委員会は、ミナマグロ漁業のために管理目的に関する指針を導入し、その後、総漁獲可能量及び国別割り当てを決定するために、CCSBT の管理手続きのさらなる開発のための適用可能な提案を探っている。原則として、我々は全体として方向付けについては同意する。しかし、我々はまた、将来に結論として引き出される結果がすべてのメンバーによって受け入れ可能かについては懸念を抱いている。我々の加入に先立ってすべてのメンバーが払った努力には敬意を抱いている。しかし、CCSBT の拡大委員会に加入するなかで、自発的に漁獲限度を引き下げた我々の犠牲に注意を喚起したい。メンバー間の不必要な議論を回避するために、拡大委員会は、将来の国別漁獲枠割り当てのための新しいメカニズムの設定の実施可能性を探るべきである。我々は、すべてのメンバーがこの点に関して合意にいたることができると期待している。将来、管理目的を修正するとしても、ミナマグロの持続可能な利用がいつも考慮すべき最優先の課題であることに、我々はこの点に集まっておられるすべての参加者の注意を促したい。

先の会合において、拡大委員会は、拡大委員会に参加するとの南アフリカの要請について同国と合意に至ることができなかった。ミナマグロの保存と適正利用を確保する目的のために、我々は、その排他的経済水域または漁業水域をミナマグロが回遊する沿岸国、または、当該水域で主権を行使する沿岸国が拡大委員会に参加することを歓迎する。しかし、漁獲限度は、申請国が協力的メンバーになる前に決定されるべきである。我々は、メンバーの間での歩み寄りにより極めがなされることを求める。また、協力的非加盟国の地位を設定する決議ができるかぎり早期に採択されることを期待する。

さらに、IUU 漁業、漁獲枠取引、インドネシアの漁獲監視など、今次会合で我々が懸念を覚える若干の問題がある。特に、科学オブザーバー計画規範案で明らかにされた、目標としての10パーセントのオブザーバー捕捉率は、我々の最大の懸念のもとになっている。拡大委員会はオブザーバーの配置において遠洋漁業国と沿岸漁業国の間に大きな差異がある点に留意すべきである。このような目標を達成することは、遠洋漁業国にとっては実に困難な課題である。我々はこの問題について柔軟性の余地が残されていることを希望する。

最後に、我々は、今後数日間すべてのメンバーと共同作業を行い、この会合から実りある結果が生まれることを期待する。ご静聴感謝する。

日本によるオープニングステートメント
(事務局により翻訳)

1. 議長ありがとうございます。
第10回年次会合が、風光明媚なクライストチャーチで無事開催される事となったことにつき、NZ政府及び会場設営の労にあたられた関係者に深く感謝の意を表します。NZにおいてCCSBT年次会合が開催されるのは、第1回会合以来実に9年ぶりのこととなります。第10回という、一つの区切りの会合で、ミナミマグロの保存管理に新たな前進が得られることを期待して止みません。
2. 過去、我々は、ミナミマグロの資源評価に関する見解の対立が国際裁判にまで発展した苦い経験を有しています。しかし、これも、もはや歴史的な過去の話となりつつあり、現在においては、メンバー間の相互理解と委員会の機能改善が進んでいることは大変喜ばしいことであります。具体的には、科学調査計画（SRP）の枠組みの策定とその実施、資源評価手法の改善、管理手続の開発等があげられます。これらの機能改善は、メンバーの努力もありますが、独立科学者と科学委員会及び資源評価グループの独立議長のイニシアチブによるところも大きく、この場をかりて改めて感謝申し上げます。また、我が国としては、このような科学的根拠に基づいたミナミマグロ資源の保存管理を強く支持するものであり、今後とも、努力と協力を続けていく必要があると考えます。
3. 管理方式に関してですが、本年の科学委員会においては、めざましい進捗があったと聞いております。2004年の次回年次会合で最善の管理方式を委員会が採択できるよう、我々としても適切な指示を科学委員会に与えることが不可欠であると考えます。本年の年次会合は管理方式完成のためにも非常に重要な会合であると認識しています。
4. TACとその国別配分に関してですが、残念なことに1998年の漁獲枠以来、委員会では合意されておらず、自主規制枠の設定という状況が続いています。昨年は、グローバルTACについては、ほぼ合意に至ったものの、国別配分については、今少しのところで合意できなかったことは、残念でありました。今次会合では、管理方式での前進及び後で述べる非加盟国体策が前進すれば、TACとその国別配分に合意することは可能であると強く信じています。
5. 非加盟国対策に関してですが、ミナミマグロ資源の保存管理の適正な実現のためには、非加盟国対策の重要性がますます増していると認識しています。これまで、メンバー内では厳しい資源管理措置を実施し、業界は苦しい試練に耐えてきました。その一方で、CCSBTの枠外では、非加盟国による漁獲の増大が続いています。これは、我々メンバーによる漁獲削減の効果を、非加盟国が漁獲を増大することで減殺している状態に他なりません。このような構造は是非とも改善されなければなりません。我々は、ミナミマグロの保存管理の効果的实现を目指すためにも、CCSBTの枠組みに協力するもののみがミナミマグロの漁獲を認められるという体制を早急に整えるべきです。このため、我々は、今回の会合で、協力的非加盟国決議を採択するとともに、IUUポジティブリスト対策の導入に努める必要があります。
6. 最後に、今次会合を開催するために準備の労をとられました事務局、NZ政府に感謝するとともに、日本の代表団は、今次会合が実りあるものとなり、その結果、メン

バー間の協力関係と CCSBT の機能改善がさらに推進していくことを期待して、私の
挨拶とします。

ありがとうございました。

ニュージーランドによるオープニング・ステートメント

おはようございます。拡大委員会のメンバーをクライストチャーチにお迎えできることは喜びである。今後数日間の議論に期待している。また、インドネシア、南アフリカ、フィリピンからのオブザーバーをお迎えできることは嬉しいかぎりである。皆さんのこの委員会への関わりを強めるために、緊密に協力できることを期待している。

ニュージーランドは、特に、委員会とミナマグロ漁業の将来にとってきわめて重要であると考え、今次会合を主催できることを喜びとする。会合の成功は、委員会を、ミナマグロの保存と適正利用という条約の第一義的な目的を遂行する、より効果的かつ機能的な基盤に向けて動かすだろう。これで我々が意味するのは、以下の特徴をもつ拡大委員会である。

- 1) 明確に定義された科学的に信頼できる管理目的をもつ。
- 2) その目的達成のために、合意された管理戦略をもつ。
- 3) その管理戦略及び目的、さらに条約の原則にしたがって行動していること及び、
- 4) ミナマグロ漁業に真の利害をもつすべての国を含む。

これらの要素をもつ委員会は、世界で主導的な、現在存在する最良の地域漁業管理機関の一つとなろう。これが我々が直面している課題である。

委員会として、我々は、過去数年の間に顕著な進展を遂げた。我々はメンバーを拡大した。我々は、メンバーが、漁業に真の利害をもつすべての国を CCSBT に参加させるために引き続き大きな努力を払うことを信じて疑わない。メンバーは、自国の漁獲量を以前に合意されたレベルに自発的に維持した。我々はまた、科学の分野で確かな進展を遂げた。科学調査計画の開発は、拡大委員会のすべてのメンバーの協調的な支援を受けた。この計画の実施は、我々の管理上の決定を合理的な科学に基礎付けることを可能にする。

しかし、この委員会の主要な責任は、ミナマグロ漁業のための TAC を設定し、この TAC の枠内での国別配分に合意することである。ニュージーランドは、今年のキャンベラ会合での進展によって力付けられたが、我々は、いま合意を達成するために懸命な努力を尽くさなければならない。引き続き TAC 不在という状態は、条約の中核的な目的に適合し、非加盟国及び IUU 漁業と効果的に対応する我々の能力を妨害する。

過去 2 年にわたり、外部の科学者によって開発されている管理手続きが、将来は、我々が設定した管理目的と決定規則と合致する形で、TAC を設定するための頑健なプロセスを我々に提供してくれると我々は信じている。したがって、ニュージーランドは、拡大委員会の機能回復のための主要な構成要素は、管理手続きの採択であると考え、我々が外部の科学者に開発を要請した管理手続きの実施のための政治的意思を提供することは我々、拡大委員会としての義務である。

今次会合で、外部の科学者たちは、管理手続きのいくつかの主要な側面に関するガイダンスを我々に求めるだろう。このガイダンスの一部は科学的な性格のものとなろう。また、その一部は、我々の漁業管理における経験に依拠する必要がある。そのうちの一部はまた、社会的、経済的考慮も伴う。これらの問題は、この漁業が将来どのように管理されるかに密接に関連しているため、きわめて慎重に検討する必要がある。

管理手続きの開発の重要な構成部分は、CCSBT の管理目的の定義である。委員会が設置されたとき、我々は、2020 年までに 1980 年のレベルにミナマグロを回復することが適切な管理目的であることに合意した。当時の空気は、1980 年が、この漁業への加入が安定しているときを示すというものであった。現時点で、我々は、管理戦略、または、我々の管理目的を実現する道筋について合意しなかった。ニュージーランドは、管理手続きの

採択を、そのような戦略、すなわち、我々の管理目的を達成し、これらの目的に対して、我々の管理実施を評価する戦略の提供と見ている。管理手続きの実施の成功は我々すべてに利益をもたらす。

過去数ヶ月のニュージーランドの非公式協議から、CCSBT のための現行の管理目的のレビューが必要と数カ国のメンバーが考えていることが明らかになった。ニュージーランドは、今後数日のうちに、皆様と、代替の管理目的について議論する用意がある。我々は、オープンな姿勢でこの議論に向かっている。しかし、我々が合意する代替の管理目的は、科学的に頑健でなければならず、資源の回復につながるもので、条約及びより幅広い国際法の制度と合致すると我々は固く信ずる。

ニュージーランドは、委員会から政治を取り除き、我々が最善の形で実施していること、すなわち、漁業管理を堅持する必要があると強く信じる。拡大委員会のもっともセンシティブな要素は、TAC と国別割当の設定である。この委員会が、合意された TAC 設定のプロセスに向けて進むことができるのは、科学に基礎をおき、条約及び我々の指針となる国際法に含まれる原則をしかるべく認める管理手続きを通じてである。管理手続きに書き込まれる諸要素について合意に至ることにより、我々はまた、数年ごとの国別割り当ての再交渉の遅れを回避することができる。

この拡大委員会のメンバーは、条約の割り当ての基準及び沿岸国に関する UNCLOS の規約が、管理手続きが設定される前に、よりよい形で考慮されなければならないとのニュージーランドの現在の懸念を承知している。10 年前の CCSBT1 で、この委員会は、メンバーの TAC の相対的比率の調整が必要となろうと予知した。現状はいまだ変わっていない。我々は、漁獲レベルの相対性が管理手続きを通じて固まる前にこの問題に取り組む必要がある。わが国代表団は、委員会が、ニュージーランドの割当に関して存在する変則的事態に対処することを図るため、我々の検討が進みしだい、この問題に戻るつもりである。

今次会合は、ぎっしりと詰まった議題を前にしている。問題の多くは我々すべてにとって挑戦となるだろう。しかし、ニュージーランドは、この拡大委員会のメンバーが、これらの課題に直面し、この重要な漁業の将来についてより長期的な見解をとり、我々の管理上の役割を固め、我々がすべて調印国である条約の下での我々の責務を、有意義な仕方ですべて遂行する用意があることに確信をもっている。

私は、この数日間、皆様と共に、建設的、かつ、協力の精神で作業ができることを期待している。ご静聴感謝する。

韓国のオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様、

まず韓国代表団を代表して、今次第 10 回 CCSBT 年次会合に出席できることは光栄であると申し上げたい。韓国代表団はこの会合の準備において大きな努力を払われたニュージーランド当局ならびに CCSBT 事務局に心から感謝したい。

この機会に、CCSBT が世界の主導的な地域漁業管理機関として、重要な役割を果たし、まぐろ類の保存管理のきわだった模範となったことを指摘したい。

韓国政府は CCSBT の目的と原則に見合う真摯な努力を払い成功を収めている。CCSBT がミナマグロの保存管理を確保するためにできるかぎりの努力を払ってきたことを我々は承知している。

韓国代表団は管理手続きを強化するにあたり、資源評価グループが行った努力に謝意を表明したい。そして我々はその方式がまぐろ資源の利用にきわめて有益であることを期待している。

韓国政府はまた IUU 漁船の規制は引き続きまぐろ資源の管理に大きな制約となっていることに国際的注意を喚起したい。韓国は協調的行動が CCSBT の水域での IUU 漁業の問題の対処にもっとも効果的な方法であると考え。それに迅速に対処するための確固たる努力が払われなければ、条約の IUU 根絶という目標は達成されないだろう。この意味合いで、韓国は資源の崩壊を防止するには、直接的な行動が緊急かつ不可欠であると考え。

貿易情報スキーム (TIS) は IUU 漁業活動を同定する上できわめて有益である。

したがって、韓国代表団は CCSBT がより改善された TIS システムを採択することを検討すべきであると考え。

漁獲枠の割り当てに関しては、割り当ては透明、公正、公平、かつ相互に合意できる仕方で行われるべきであることを念頭におくべきである。同時に、管理手続きと資源評価に関する作業が 2004 年 4 月に完了するまで、各国は自国の漁獲の管理に責任をもつべきである。その作業完了後には世界的な TAC が科学委員会の助言にもとづいて設定されるべきである。

韓国はまぐろ資源の管理に深い関心を有しており、CCSBT と全面的に協力する所存である。最後にこの会合が生産的なものとなるよう願っている。ご静聴感謝する。

インドネシアによるオープニング・ステートメント

持続可能な漁業資源管理にもとづいてインドネシアは本委員会に対し協力的非加盟国としての受け入れを求めた。

我が国のように大きな国にとって、継続的に監視活動を実施することは容易ではないことを認めなければならない。1999 年に地方自治体法が施行されたこの地方分権の時代に、中央政府にとって地方自治体から一連のデータを取得することは一層困難になっていると思われることをこの会合に伝えたい。

しかしながら、我々は、よりよい漁業管理実施のために必要な若干の行動をとってきている。それは、責任ある漁業のための行動規範の社会への浸透、まぐろ統計の適用、また漁業統計の改善を通じて行われた。漁業開発政策のための漁業統計の重要性を考慮し、インドネシアは2年前から、国内で実施される統計方法論とデータ収集のメカニズムを改善してきた。インドネシアはまた、まぐろの水揚げデータを一貫して収集する重要性を十分認識している。この点において、データ収集メカニズムは、ミナミマグロ、メバチマグロなどの魚種をより詳細に組み入れることにより修正された。

さらに、IUU 漁業活動との闘いにおいて、我が国政府は、すべての漁業操業企業に漁船再登録を課し、上述の漁業規制を実施することで、インドネシア水域における違法漁業慣行の削減を図る決意を示した。

最後に、インドネシアは現在、国内漁業法改正の過程にあり、たとえば、地域協力、漁業管理計画、その他、重要な漁業管理に向けた小地域及び地域協力に関するその他の重要問題に対処する所存であることをこの会合にお伝えしたい。ご静聴感謝する。

フィリピンによるオープニング・ステートメント

わが国代表团はここクライストチャーチにおける CCSBT に参加できることを喜びとするものである。

フィリピンは現時点でどちらかといえば小規模な水産業をもち、漁獲努力量も小規模である。ミナマグロ漁業の場合、フィリピンの業界がミナマグロ漁業に携わったのは、ようやく 1997 年からであり、それも混獲であった。委員会の文書が示すように、2002 年のフィリピンの漁獲量は、条約創設参加国の何千トンという漁獲量に比べ、わずか 45 トンであった。

フィリピンは、列島の形状をもつ国であり、その他のストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の産卵水域をもつ。我が国は、成長しつつある水産業をもち、我が国政府は持続可能な経済開発の重要な一側面及び一構成要素として全面的に支援している。このような状況において、フィリピンはミナマグロのための保存管理措置の必要性を十分に認識せざるを得ない。この点において、フィリピンは過去数年間、本委員会の作業にオブザーバーの資格で参加しており、「協力的非加盟国」の地位のカテゴリーが委員会によって認められれば直ちに、その地位に申請を行う希望を予想的に表明した。我が国は特に、自国の水産業が時期尚早にまた漁獲方法により CCSBT の漁獲にかかわったことが、我が国が IUU 漁業に従事しているのではないかとの疑念を引き起こしたことを懸念している。

フィリピンは、委員会の作業への新たな関わりを期待して、他の地域漁業管理機関、FAO の下での漁業合意、および、1982 年の国連海洋法条約自体において、受け入れられ、認められている開発途上国に与えられる通常の配慮と譲歩を求めるものである。

開発途上国のための譲歩を求めるにあたり、本条約に関して、我々の展望を新たにすることは賢明であろう。ミナマグロ漁業が海産資源、また、ひいては漁獲努力そのものの持続可能性を危険にさらすほど大きな規模になった時に、創設参加国がすでに十分に発達した漁獲能力と業界をもつ経済的に発展した国であったとの事実を我々は忘れてはならない。これらの国々は、国際的に認められ、受け入れられたわずかな公海上の自由の中で、漁獲の自由を公海で行使した。また、ここで我々が話題にしているのは、かつてもともと無尽蔵の資源と思われたほど豊富であった魚類、海産資源である。すべてのものに自由な競合での利用が、対象種に害を及ぼす形で、まず始まったのは先のシナリオの下であった。

ミナマグロ利用のプロセスの後の段階で、もう一カ国さらにもうひとつの漁業主体が参加国として参加することを許された。これら二つのメンバーもまた、十分に発展した経済と水産業及び漁獲能力をもっている。この時点で、委員会は保存と持続可能なミナマグロ漁業の名の下に、参加国・団体の閉鎖的なクラブとなった。参加を望む他の国々、特に開発途上国は、ほぼ公海上における漁獲の自由を行使しない押しかけ客どころか、参加国の漁獲資格を略奪する悪者のように扱われている。

議長、この点に照らして、私はミナマグロ産業の発展を望んでいる開発途上国のための特別な配慮ならびに譲歩を求める我が国の要請を再度述べることで、このステートメントを締めくくりたい。ご静聴感謝する。

ミナミマグロ保存委員会	
改訂一般予算 - 2003年(CCSBT10の拡大委員会)	
	見積もり 2003
収入	
<u>加盟国分担金</u>	<u>1,442,007</u>
日本	521,726
オーストラリア	464,266
韓国	167,988
ニュージーランド	116,275
漁業団体台湾	171,752
<u>加盟国前渡金</u>	<u>27,493</u>
日本	11,117
オーストラリア	9,923
韓国	3,764
ニュージーランド	2,689
漁業団体台湾	0
<u>留保基金からの繰越金</u>	<u>205,460</u>
<u>職員課徴金</u>	<u>110,000</u>
<u>利子収入</u>	<u>12,000</u>
<u>2002年ERS予算からの流用</u>	<u>65,000</u>
総収入額	1,861,960
支出	
<u>年次会合 (CCSBT10)</u>	<u>73,750</u>
通訳費用	25,000
会場借料	4,000
機材借料	13,000
その他の費用 (SC議長の年次会合への出席を含む)	22,250
出版と翻訳	2,000
インドネシアの年次会合出席に伴う費用	7,500
<u>第4回SAG/第8回SC</u>	<u>195,950</u>
通訳費用	32,550
会場借料	9,600
機材借料	14,500
コンサルタントの雇用 (SAG議長、SC議長、諮問パネル)	127,000
その他の費用	6,300
出版と翻訳	6,000
<u>補助委員会</u>	<u>163,555</u>
第2回管理手続き/インドネシア漁獲監視ワークショップ	163,555
<u>特別プロジェクト</u>	<u>227,137</u>
管理戦略開発	56,016
管理コンサルテーション	54,121
SRPに関する閉会期間中作業	0
標識放流計画調整/標識展開	52,000
ERSパンフレットの作成	65,000
<u>事務局経費</u>	<u>799,200</u>
事務局職員経費	410,000
職員課徴金	110,000
職員の年金/社会保障	75,000
職員の保障保険/旅行保険/物品保険	18,900
旅行/運搬費 - 海外及び国内	74,300
その他、委員会の報告書の翻訳	24,000
訓練	2,000
海外からの職員採用に伴う経費	85,000
<u>事務所管理費</u>	<u>89,000</u>
事務所借料	32,000
事務所の運営経費	35,000
物品購入費	4,000
通信費	12,000
その他	6,000
総支出額	1,548,592

ミナミマグロ保存委員会	
2003年特別予算-1〔SRP標識放流計画(表層漁業)〕	
	見積もり <u>2003</u>
収入	
加盟国分担金	<u>422,575</u>
日本	153,226
オーストラリア	136,359
韓国	49,390
漁業団体台湾	49,390
ニュージーランド	34,210
<u>2002年東海岸標識放流試験計画に関する特別予算からの繰越金</u>	<u>139,425</u>
総収入額	562,000
支出	
標識装着費	<u>555,922</u>
標識放流備船費	324,650
CSIROの調整費	231,272
総支出額	555,922

2003年特別予算-2

	見積もり <u>2003</u>
収入	
<u>副産物の売上</u>	<u>132,991</u>
支出	
<u>漁獲費用</u>	56,850
<u>SRP標識放流計画に関する2004年特別基金への譲渡</u>	76,141

ミナミマグロ保存委員会				
一般予算 - 2004 (CCSBT10)				
見積もり				
収入	2005 Indicative	2004	2003修正予算	差額
加盟国分担金	1,376,538	1,302,082	1,442,007	-139,925
日本	499,135	472,137	521,726	-49,589
オーストラリア	444,191	420,165	464,266	-44,101
ニュージーランド	111,437	105,410	116,275	-10,865
韓国	160,887	152,185	167,988	-15,803
漁業団体台湾	160,887	152,185	171,752	-19,567
加盟国前減金		0	27,493	-27,493
職員課徴金	120,000	120,000	110,000	10,000
2003年繰越金	0	313,368	205,460	107,908
利子収入	15,000	15,000	12,000	3,000
2002年ERS予算からの繰越金	0	0	65,000	-65,000
総収入額	1,511,538	1,750,450	1,861,960	-111,510
支出				0
年次会合 - (CCSBT11)		88,950	73,750	15,200
通訳費用		27,500	25,000	2,500
会場借料		9,600	4,000	5,600
機材借料		11,000	13,000	-2,000
その他の費用 (SC議長、SC議長、諮問パネルの出席を含む)		28,850	22,250	6,600
出版と翻訳		3,000	2,000	1,000
インドネシアの年次会合出席に伴う費用		9,000	7,500	1,500
特別会合		49,300	0	49,300
通訳費用		9,700	0	9,700
会場借料		7,600	0	7,600
機材借料		4,500	0	4,500
その他の費用 (SC議長、諮問パネルの出席を含む)		27,500	0	27,500
第9回SC/ 第5回SAG		297,310	195,950	101,360
通訳費用		50,000	32,550	17,450
会場借料		18,200	9,600	8,600
機材借料		20,600	14,500	6,100
コンサルタントの雇用 (SAG議長、SC議長、諮問パネル)		176,410	127,000	49,410
その他の費用		13,000	6,300	6,700
出版と翻訳		7,000	6,000	1,000
インドネシアの年次会合出席に伴う費用		12,100	0	12,100
補助委員会		259,890	163,555	96,335
第3回管理手続きワークショップ		203,590	163,555	40,035
第5回ERSワーキンググループ		56,300	0	56,300
特別プロジェクト		173,500	227,137	-53,637
管理戦略開発		58,000	56,016	1,984
SRPに関する閉会期間中作業		32,000	0	32,000
標識放流計画調整費		83,500	52,000	31,500
ERSパンフレットの作成		0	65,000	-65,000
管理手続きコンサルテーション		0	54,121	-54,121
事務局経費		783,000	799,200	-16,200
事務局職員経費		439,000	410,000	29,000
職員課徴金		110,000	110,000	0
職員の年金/社会保障		87,000	75,000	12,000
職員の保障保険/旅行保険/物品保険		20,000	18,900	1,100
旅行/運搬費 - 海外及び国内		89,000	74,300	14,700
その他の委員会の報告書の翻訳		24,000	24,000	0
訓練		2,000	2,000	0
専門職員の異動に伴う経費 - 採用/離任				0
一時帰国手当て、本国帰国経費及び移転費		12,000	85,000	-73,000
事務所管理費		98,500	89,000	9,500
事務所借料		34,000	32,000	2,000
事務所の運営費		35,000	35,000	0
物品購入費		10,000	4,000	6,000
電話/通信費		12,000	12,000	0
その他		7,500	6,000	1,500
総支出額	1,511,538	1,750,450	1,548,592	201,858

* この予算の為に用いられた為替レートは豪ドル=米ドル0.66 (2003年9月現在)

ミナミマグロ保存委員会	
2003年特別予算-1〔SRP標識放流計画(表層漁業)〕	
	見積もり 2004
収入	
加盟国分担金	479,106
日本	173,725
オーストラリア	154,601
韓国	55,997
漁業主体台湾	55,997
ニュージーランド	38,786
CCSBT表層漁業標識放流計画に関する2003年特別基金からの繰越金	6,078
東海岸沿岸標識放流試験計画に関する特別基金からの利益	76,141
総収入額	561,325
支出	
標識装着費	561,325
標識放流備船費	331,500
標識購入費	229,825
総支出額	561,325

拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位の設立のための決議

ミナミマグロの保存のための拡大委員会は、

ミナミマグロ資源の持続性の確保は、この種を漁獲している全ての国及び団体が拡大委員会を通じ、ともに取り組むことを求めていることを認識し、

ミナミマグロ保存条約（条約）に基づいて採択された保存管理措置を支持しない国及び団体によるミナミマグロの継続した漁獲がそれらの措置の効果を相当減殺していることを考慮し、

条約第13 条及び拡大委員会及び拡大科学委員会を設置するための決議(以下単に「決議」)に基づき、非加盟国が条約に加盟するよう促進し、及び、団体が拡大委員会のメンバーに応募することを促進するよう、拡大委員会の全メンバーが互いに協力するための継続した必要性を認識し、

自国(団体)の漁船がミナミマグロを漁獲している、もしくは、ミナミマグロが自国(団体)の排他的経済水域もしくは漁業水域を回遊する全ての非加盟国と団体に対し、条約に基づき採択された保存管理措置及びその他の決定の効果を確保するための適切な措置をとるよう働きかけることの継続した必要性を認識し、

以下の通り決定する：

1. 拡大委員会は、ここに、拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位を設立する。
2. 拡大委員会の事務局長は、自国（団体）の漁船がミナミマグロを漁獲している、もしくは、自国（団体）の排他的経済水域（或いは漁業水域）をミナミマグロが回遊する全ての非加盟国及び団体に対し、条約に加盟する、もしくは、必要な場合には、拡大委員会のメンバーとなる、または協力的非加盟国の地位を拡大委員会に申請することにより委員会に協力するよう、毎年、招請することを指示される。
3. そのような招請を受けた国または団体は、拡大委員会の協力的非加盟国の資格が認められるよう、拡大委員会に対し申請することが出来る。そのための申請は、拡大委員会の年次会合の少なくとも120 日前までに拡大委員会の事務局長によって受理されなければならない。
4. 協力的非加盟国の資格に関する承認申請の提出に際しては、候補の国または団体は当該国（団体）の以下の約束を公式の書面で拡大委員会に提出しなければならない。
 - a) 条約の目的を実行すること；
 - b) 条約に基づき採択された保存管理措置及び他の全ての決定や決議を遵守すること；
 - c) 漁業活動が、条約に基づき採択された保存管理措置及び他の全ての決定や決議の効果を減殺させないことを確保するために適切な行動をとること；
 - d) 拡大委員会のメンバーが拡大委員会に提出を求められているミナミマグロ漁業のレビュー及び他の全てのデータを拡大委員会に送付すること；
 - e) ミナミマグロに関する科学調査及び研究を促進すること；

- f) ミナミマグロの統計証明書が委員会のTIS に合致して完成されていることを確保すること；及び
 - g) 協力的非加盟メンバーの資格の承認のため、それぞれの状況に応じ、その他のクライテリアを発展させるために、拡大委員会のメンバーと交渉すること。
5. 総漁獲枠及びその配分の決定に際しては、拡大委員会は協力的非加盟メンバーへの漁獲制限につき協議することが出来る。協力的非加盟メンバーは協議された制限を遵守しなければならない。
6. パラグラフ4 (a) ～ (f) までの公約及び4 (g) に基づき申請者との協議により拡大委員会により決定された特定のクライテリアに対する公約は、申請者と拡大委員会の書簡の交換の基礎をなす。書簡の交換の結果、申請者は拡大委員会の協力的非加盟メンバーとしての資格を認められる。協力的非加盟メンバーは、拡大委員会の年次会合において、書簡の交換に含まれる公約を再確認する。
7. 拡大委員会に協力的非加盟メンバーの資格での参加を認められた国又は団体は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む（それだけに限定されない）が投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟メンバーの参加を制限することを決定することが出来る。
8. 拡大委員会は、年次会合において、国又は団体が協力的非加盟メンバーの地位に留まる資格があるか否かにつき決定する。拡大委員会は、拡大委員会との間でなされた書簡の交換に記載された公約に対する協力的非加盟メンバーの実績を評価する。
9. もし、拡大委員会が、協力的非加盟メンバーが公約を履行していないと判断した場合、拡大委員会は2000 年行動計画に基づき対応するか、他の適切な手段を講じてよい。
10. 事務局長は、自国(団体)の漁船が条約に基づいて採択された保存管理措置を減殺している方法でミナミマグロを漁獲しているか、TIS の要求に基づき統計証明書を完成させることを確保出来ない国（団体）であり、条約への加盟、拡大委員会または協力的非加盟メンバーの地位への加入を行わない国（団体）に対し、現在行われているそのような活動への許容を継続することは、条約の目的を減殺することを知らせるよう指示される。
11. 拡大委員会の手続き規則は、以下を挿入することで変更される。

Rule 3 A bis

協力的非加盟メンバー

協力的非加盟メンバーの権限で拡大委員会への参加が認められた国（団体）は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む（それだけに限定されない）が、投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟メンバーの参加を制限することを決定することが出来る。

2001-02 年漁期のオーストラリアによるミナミマグロ漁業の最新情報

1. 前文

2001-02 漁獲年（2001 年 12 月 1 日-2002 年 11 月 30 日）のオーストラリアの国内ミナミマグロ漁獲量は 5262 トンであった。

2. 漁獲量に関する操業上の制約

規制措置

国内操業は、1995 年ミナミマグロ管理計画の下で、法的漁業権（SFR）として与えられる個別移転可能漁獲枠（ITQ）を通じて管理されている。世界の総漁獲可能量（TAC）は 1998 年以来委員会によって決定されていないが、オーストラリアは、その国別割当を 5265 トンに維持することに同意した。これは、1989-90 年から変わっていない。

オーストラリアは、国内はえ縄漁業におけるミナミマグロの混獲を削減するために、アクセス制限の取り決めに継続した。資源豊度が高い水域におけるミナミマグロの混獲をカバーするほど十分な漁獲枠を持たないはえ縄漁業者は、当該水域で漁獲をすることを禁じられている。アクセスを認められた操業者は、船舶監視システム（VMS）やオブザーバー捕捉率を含め、一連の追加監視・遵守の条件に服した。

3. 漁獲量及び努力量

2001-02 年のミナミマグロの水揚げ量は以下のとおりであった。

サウス・オーストラリア	5234 トン（蓄養）
ニュー・サウス・ウェールズ, タスマニア 及びクイーンズランド	22 トン（はえ縄）
ウェスタン・オーストラリア	7 トン（はえ縄）

巻網を用いた、サウス・オーストラリアでの蓄養のために漁獲されたミナミマグロは、オーストラリアの漁獲枠の 99.5 パーセントを占め、残りがはえ縄によって漁獲された。どちらの漁期にも、サウス・オーストラリア沖水域で一本釣り、または、タスマニア沖水域で曳縄漁獲されたミナミマグロはなかった。1988-89 から 2001-02 漁獲年までの、漁具または州ごとのオーストラリアの漁獲は表 1 に示されている。暦年ベースの 2001 年及び 2002 年におけるオーストラリアのミナミマグロ漁獲は、それぞれ、図 1 と 2 に示されている。

4. 過去の漁獲量及び努力量

1980 年代の世界の TAC と国別割当の削減の後、オーストラリアのミナミマグロ漁業において大幅な再編成が行われた。表 1 は、1998-89 年以来オーストラリアの業界の各部門別に漁獲された漁獲量の要約を提供している。機密性に関するガイドラインは、4 隻以下の船のグループからのデータの公表を防止している。したがって、データはいくつかの漁法については組み合わされている。

5. 年間船団規模及び分布

2001-2 年に、総数 56 隻の商業漁船がオーストラリア水域で水揚げを行った。

サウス・オーストラリア

春の後半から秋まで、東部グレート・オーストラリア・バイトの海面域で群れを形成する 1 歳から 5 歳までのミナミマグロが 2001-02 漁獲年に 7 隻の巻網船によって漁獲された。しかし、さまざまな生餌、はこ曳航生け簀、餌まき船もまた参加した。漁獲は、2001 年 12 月後期に始まり、2002 年 3 月に終了した。2001-02 年にこれらの水域からのミナミマグロの漁獲を報告したはえ縄船はない。

ウェスタン・オーストラリア

13 隻のはえ縄船が 2001-02 年に、ウェスタン・オーストラリア沿岸沖で季節的にミナミマグロを漁獲した。

ニュー・サウス・ウェールズ

2001-02 年に、17 隻の国内はえ縄船が、冬季に、ニュー・サウス・ウェールズ沖の水深の深い水域で年長の幼魚、成魚の漁業に参加した。ニュー・サウス・ウェールズ沖のはえ縄漁業は、2001 年 5 月に始まり、2001 年 11 月に終了した。

タスマニア

2001-02 年漁獲年には、使用可能の漁獲枠が限られていたため、わずか 2 隻のはえ縄船が操業しただけである。機密上の理由のため、すべての漁獲物は、ニュー・サウス・ウェールズのはえ縄漁獲に組み入れられている。

クイーンズランド

2001-02 年漁獲年には、2 隻のはえ縄船が操業した。機密上の理由のため、すべての漁獲物は、ニュー・サウス・ウェールズのはえ縄漁獲に組み入れられている。

6. 過去の船団規模及び分布

オーストラリアは 1950 年代初頭にニュー・サウス・ウェールズ及びサウス・オーストラリア沖でミナミマグロ漁業を開始し、その後（1970 年）にウェスタン・オーストラリア沖で開始した。漁獲量は 1982 年の 21500 トンでピークに達した。歴史的に、オーストラリアの漁獲物の大部分は缶詰用に利用されていた。

1980 年代中期から後期まで、漸次、オーストラリアの漁獲は、日本の刺身市場への供給が中心となり、ますます多くの量の漁獲物がグレート・オーストラリアン・バイトの日本の冷凍船に転載されるようになった。

オーストラリアの TAC14500 トンを基盤とする、1984 年管理計画にもとづく ITQ の導入は、漁獲枠所有の再配分という結果を生んだ。1980 年代後期に、5265 トンへのオーストラリアの漁獲枠の削減は更なる再編成につながった。1990 年から 1994 年まで、オーストラリアの漁獲枠の約半分は、オーストラリアと日本の合弁によるはえ縄船により漁獲された。1995 年に合弁の取り決めの終了とともに、オーストラリアの漁獲は再び、海面漁業に集中し、一本釣り新鮮な冷蔵サシミ市場への供給を行い、巻網漁業者はミナミマグロを蓄養に提供した。

1992 年以来、蓄養活動の下で漁獲されたミナミマグロの尾数に漸次増加が見られた。2001-02 年漁期に、この部分は、オーストラリアの漁獲枠の 99 パーセント超を使用した。

7. 漁業監視

モニタリング、遵守、調査の目的のために、法律によって義務付けられている、一連のログブック及び関連の漁獲記録があり、漁業者及び魚類の荷受人がそれを記入し、漁業管理

庁に送付している。用いられるフォームの形態は、ミナミマグロの漁業形態ごとに決められている。航海日誌及び漁獲投棄記録から提供されたデータのすべては、各記録に特定の期間の内に、漁業管理庁に提供されなければならない。このデータの検証が、年間最小限度、漁業管理庁履行担当官による監査プロセスを通じて、また時には必要のあるごとに、行われる。ミナミマグロ漁業における監視の取り決めは、監視と遵守を改善するため、引き続きレビューされ、改善される。

漁獲物投棄の記録

ミナミマグロに関する漁獲物投棄の記録は、蓄養の目的以外に漁獲されたミナミマグロを記録するためである。同記録は、漁獲物を荷降ろした直後に、漁業権保持者及び第一の荷受人により署名される。漁獲物投棄の記録は、航海日誌データを検証する手段を提供する。

オーストラリア漁獲日誌及び池こみの記録

遠洋はえ縄を用いるとき、または、マイナー・ライン方法で漁獲するとき、航海日誌フォームを漁業者が記入することが義務付けられている。巻網漁業において、(漁獲枠が指定された) キャッチャー・ボートの漁労長が、蓄養されたミナミマグロのみについて、「オーストラリア巻網・一本釣り漁獲日誌」を記入することが義務付けられている (畜養ミナミマグロのみ)。池こみ記録と呼ばれる特定の許可証がミナミマグロ運搬船許可証の保持者または代表者により記入され、モニタリング会社に提供され、同社が、魚が曳航生簀から蓄養ケージへ移されるとき、尾数の算定を行う。

蓄養場投棄記録

蓄養活動からの調査及びモニタリングを可能にするデータを取得する目的で特定のプロセスが設計されている。蓄養活動をモニターするために、独立の会社が毎年漁業管理庁と契約を締結している。漁獲及び曳航作業の間に生じるすべての死亡は、適切なフォームで記録されなければならない。また、漁業管理庁の担当者から要請された場合、検査のために提供されなければならない。

ミナミマグロが曳航生簀から蓄養場へ移される時、漁業管理庁が契約したモニタリング会社によりビデオ録画を実施しなければならない。その後ビデオ記録は、蓄養場へ移される魚を算定するために用いられる。漁獲された魚類のこの算定は、平均魚類重量 (40 尾の魚類サンプルから取得) で乗ずる。そして、蓄養投棄記録を用いて漁獲枠から差し引かれる。1999-00 年、2000-01 年、2001-02 年漁期に、漁業管理庁遵守担当官が手続きと手順を監視するために、蓄養場曳航船に配備された。

オブザーバー計画

巻網とはえ縄部門のためのオブザーバー計画が 2002-2003 年漁期に実施され、漁獲量及び努力量の 10 パーセントを超える捕捉率を達成した。

季節による水域の制約

ニュー・サウス・ウェールズ及びウェスタン・オーストラリア沖水域でののはえ縄漁船によるミナミマグロの漁獲枠外の漁獲のリスクを最小限に抑えるために、ミナミマグロが回遊する水域へのアクセスは、ニュー・サウス・ウェールズにおいては 2000 年から、また、ウェスタン・オーストラリアにおいては 2001 年から、ミナミマグロの漁獲枠をもつ船舶に制限されている。

8. その他の要因

輸入／輸出統計

輸出されるオーストラリアのすべての魚類を記録する貿易情報スキーム (TIS) が実施され、改善されてきた。TIS のフォームは、製品がオーストラリアを出る前に最後に委託を扱う輸出登録機関からの認可された署名者により完成され、政府担当官により検証される。フォームは蓄養及び非蓄養のミナマグロの両方のために使用される。この計画は、日本の輸入統計と比較可能な、ミナマグロ輸出の完全な記録を提供する。

市場

オーストラリアのミナマグロ漁獲量の 95 パーセント以上が日本に輸出されている。

漁獲年	ウェスタン・オーストラリア			サウス・オーストラリア				ニュー・サウス・ウェールズ			タスマニア a			大型はえ縄			オーストラリア総計				総計 すべての 漁具
	オー ルバ ニー	エスペ ランス	計	一本 釣り・	蓄養	はえ 縄	計	一本 釣り・ 巻網	はえ 縄	計	曳 網	はえ 縄	計	オー スト ラリ ア・ チャ ー ター	合併 事業	計	国内 海面	国内 はえ 縄	計	RTMP	
	一本 釣り	一本釣り		はえ 縄														はえ 縄			
1988- 89	204	221	425	4872	0	0	4872	0	1	1	2	0	2	0	684	684	5299	1	685	0	5984
1989- 90	133	97	230	4199	0	0	4199	0	6	6	14	0	14	0	400	400	4443	6	406	0	4849
1990- 91	175	45	220	2588	0	0	2588	0	15	15	57	0	57	255	881	1136	2865	15	1151	#300	4316
1991- 92	17	0	17	1629	138	14	1781	34	90	124	36	20	56	59	2057	2116	1854	124	2240	800	4894
1992- 93	0	0	0	716	722	68	1506	16	238	254	23	44	67	0	2735	2735	1477	350	3085	650	5212
1993- 94	0	0	0	621	1294	55	1970	0	286	286	7	105	112	0	2299	2299	1922	446	2745	270	4937
1994- 95	0	0	0	908	1954	2	2864	0	157	157	4	109	113	0	1295	1295	2866	268	1563	650	5080
1995- 96	0	0	0	1447	3362	0	4809	28	89	117	0	262	262	0	0	0	4837	351	351	0	5188
1996- 97	0	0	0	2000	2498	0	4497	7	229	236	2	242	244	0	0	0	4507	472	472	0	4978
1997-98	0	0	0	916	3488	0	4403	0	475	475	0	219	219	0	0	0	4433	664	664	0	5097
1998-99	0	0	0	28	4991	0	5018	0	97	97	0	116	116	0	0	0	5016	216	216	0	5232
1999- 00	0	0	0	0	5130	13	5143	0	114	114	0	0	0	0	0	0	5130	127	127	0	5257
2000- 01	0	0	0	0	5162	6	5168	0	32	32	0	0	0	0	0	0	5162	38	38	0	5247
2001-02	0	0	7	0	5234	0	5234	0	22	22	0	0	0	0	0	0	5234	29	29	0	5262

*年月日： 1988- 89 年から 1990- 91 年については、10 月 1 日から 9 月 30 日；1991- 92 年については 1991 年 10 月 1 日から 1992 年 9 月 30 日； 1992- 93 年と 1993- 94 年については、11 月 1 日から 10 月 31 日；1994- 95 年については、1994 年 11 月 1 日から 10 月 31 日；1995- 96 年については 1995 年 12 月 16 日から、1996 年 12 月 15 日； 1996- 97 年については 1996 年 12 月 16 日から 1997 年 11 月 30 日；1997- 98 年、1998-99 年、1999- 00 年、2000- 01 年、2001-02 年については、12 月 1 日から 11 月 30 日。

1990- 91 年には、さらなる 700t のオーストラリアのクォータが凍結（非配分）された点に留意。

^ 1997-98 と 1998-99 年のウェスタン・オーストラリアとサウス・オーストラリアの非蓄養漁獲は、 サウス・オーストラリア一本釣り及び巻網漁獲に含まれている。1999- 00 年と 2000- 01 年には、 ウェスタン・オーストラリアのはえ縄漁船は、機密性のガイドラインのため、サウス・オーストラリアのはえ縄船に含まれている。

~ 1997-98 年から 1998-99 年には、ニュー・サウス・ウェールズの本一本釣り及び巻網漁獲は、 機密性のガイドラインのためニュー・サウス・ウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

! 1997-98 年と 1998-99 年のタスマニアの曳網漁獲はタスマニアのはえ縄に含まれている。1999- 00 年、2000- 01 年及び 2001-02 年には、 タスマニアのはえ縄は、機密上のガイドラインのため NSW のはえ縄に含まれている。

≈ 2001-02 年の ニュー・サウス・ウェールズのはえ縄漁獲もまた、 機密上のガイドラインのため、クィーンズランドのはえ縄漁獲含む。

表 1： 1988-89 年から 2001-02 年までの漁獲年の漁具及び州ごとのオーストラリアの漁獲

図 1: 2001 年のオーストラリア SBT 漁獲

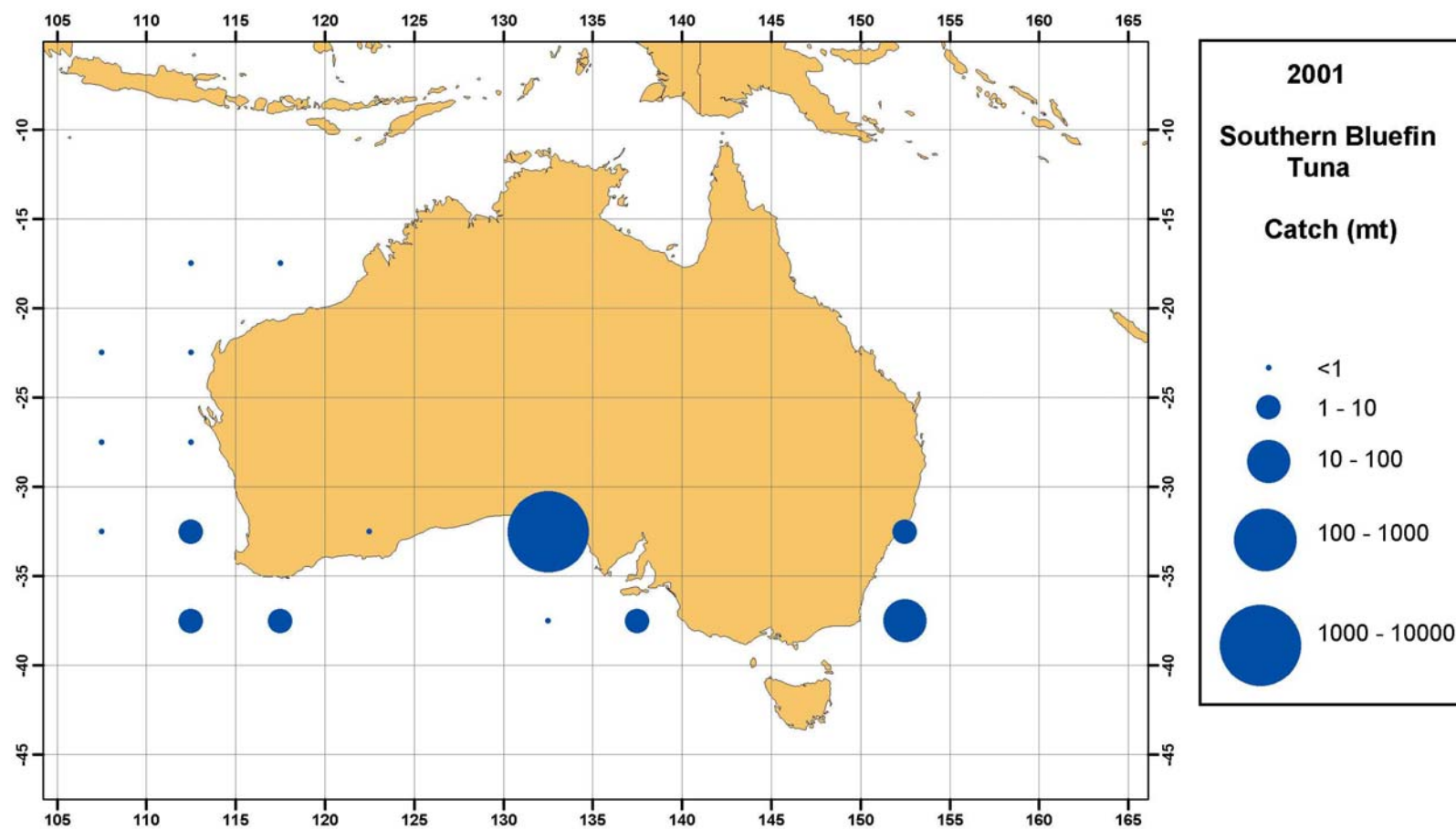
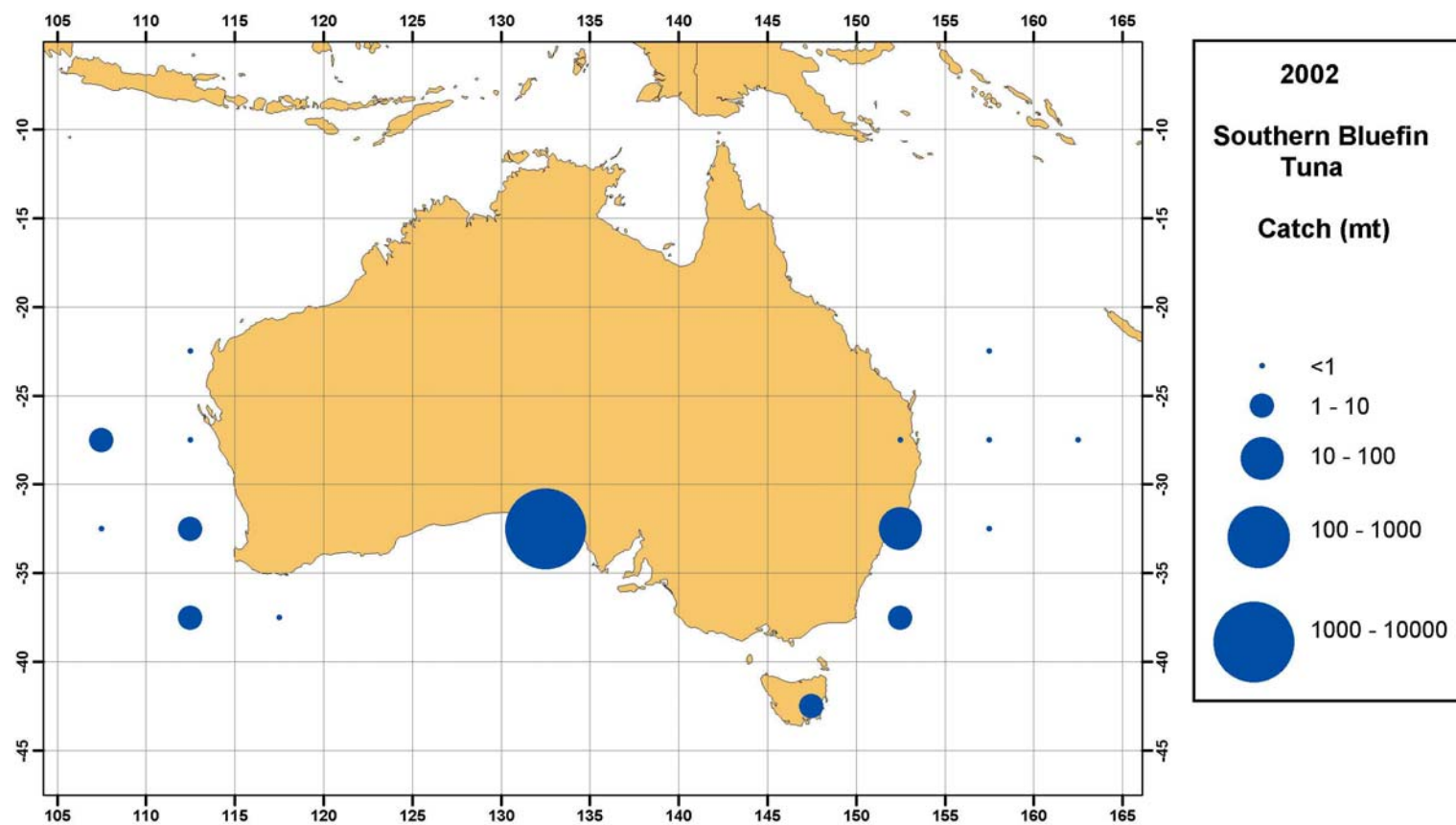


図 2: 2002 年のオーストラリアの SBT 漁獲



2002/2003 年の台湾のミナミマグロ漁業のレビュー

1. 前文

台湾は、1970 年代からミナミマグロ（SBT）を伝統的に漁獲している。ミナミマグロは、一部季節的な指定漁業により、また、一部ビンナガ／メバチ漁業の混獲として、漁獲されてきた。季節的な指定漁業は、主に、超低温冷凍設備をもつはえ縄船により 2 漁期にわたり、南緯 35° 付近の水域で行われた。2 漁期のうち、1 漁期は 6 月から 9 月まで、また、別の漁期は 10 月から翌年の 2 月である。しかし、年間を通じての指定漁業はいままでのところ行われていない。2002 年の年間漁獲量は暫定的に 1,137 トンと推定された。

2. 努力量に関する操業上の制約

規制措置

台湾は、2002 年に CCSBT の拡大委員会のメンバーとなり、1,140 トンの国別漁獲限度に合意した。年間漁獲量の約 71 パーセントが季節的な指定漁業船に割り当てられ、29 パーセントが混獲船に割り当てられた。指定漁業にせよ、混獲漁業にせよ、各船は、まぐろ団体に登録し、その後、ミナミマグロ漁獲を行う前に政府の承認を得ることが義務付けられている。

ミナミマグロに関する漁獲情報を速やかに収集し、ミナミマグロの自発的漁獲限度内にミナミマグロの総漁獲量を管理するために、ミナミマグロを漁獲するすべての船は、1996 年以来、ミナミマグロの漁獲重量及び漁獲場所について、毎週、漁業当局に報告すること（週間報告）が義務付けられた。この制度は、各漁獲魚の体長測定を含め、より正確な漁獲情報を得るために、2002 年に改善された。台湾は、TIS（貿易情報スキーム）を遵守するため、2000 年 6 月からミナミマグロの輸出のためのミナミマグロ統計証明の発行を行った。ミナミマグロを漁獲するすべての船はまた、2002 年から、船舶の位置を監視センターに知らせるための VMS（船舶監視システム）の装備を義務付けられている。産卵資源保護のため、ミナミマグロの産卵水域での漁獲は禁止され、同水域からのいかなる漁獲物にも TIS は発行されない。

3. 漁獲量及び努力量

季節的指定漁業及び混獲漁業を含めた約 60 隻の 2002 年の年間漁獲量は、暫定的に、1,137 トンと推定された。2003 年には、季節的指定漁業及び混獲漁業として 152 隻が登録している。

4. 過去の漁獲量及び努力量

1980 年代の初期は、ミナミマグロの年間漁獲量は、250 トンを下回るレベルで比較的わずかであった。まぐろはえ縄船の船団規模が継続的に拡大し、遠洋はえ縄漁業が発展し、漁場が拡大したことに伴い、年間漁獲量は顕著に増加した。1989 年から 1992 年の間に、ミナミマグロの漁獲量がさらに大幅に増加し、流し網漁業が漁獲量の 4 分の 1 を占めた。国連総会決議の遵守により 1993 年以来流し網漁業が禁止となったため、ミナミマグロの漁獲は安定レベルに戻り、過去 10 年間では、800 トンから 1,600 トンの間に留まった（表 1）。

5. 年間船団規模及び分布

2002 年に、ミナミマグロを漁獲するはえ縄船の数は約 60 隻であった。漁場は主に 20° S-40° S の水域であり、季節的には、6 月から 9 月にかけて、インド洋南部と中部、また、

10 月から翌年の 2 月にかけて、インド洋南部及び西部から、大西洋の東限へと分布した。

6. 過去の船団規模及び分布

1992 年以降は、ミナミマグロははえ縄漁業によってのみ、3 海洋で漁獲され、インド洋への集中度が高かった。週間報告及び貿易業者の情報によれば、1998-2002 年の間約 140 隻の遠洋はえ縄船がミナミマグロを水揚げしており、そのほとんどがインド洋で操業していた。

7. 漁業の監視

漁業をよりよく理解し、監視するため、たとえば、より新しい詳細な漁獲情報を収集するための TIS の実施に集中的な努力が傾注されてきた。ミナミマグロ統計証明の取得のために、更新された週間報告に、漁獲量、位置、投棄量など日常の記録の提供が 2002 年から義務付けられている。加えて、2002 年 4 月から、船舶の活動を監視するために、ミナミマグロを漁獲する船舶には、VMS の搭載が義務付けられている。

8. その他の要因

輸入／輸出統計

輸出された台湾のすべての魚類を記録する貿易情報スキームが実施されてきた。この計画は、日本の輸入統計と比べるためミナミマグロ輸入の完全な記録を提供する。

市場

ミナミマグロは主に日本の刺身市場向けに輸出されている。国内市場においてミナミマグロを促進するために、水産庁は、台湾まぐろ協会に対しメンバーが漁獲したミナミマグロを台湾に持ち帰らせるよう奨励している。十分な超冷凍施設がなく、また国内消費が低レベルであるため、2002 年の数量はいまだ低いレベルにある。しかしながら、水産庁とまぐろ業界は、国内市場に必要なすべての要素をレビューしており、国内消費の促進を引き続き行う所存である。

表 1. 1971-2002 年の台湾の遠洋はえ縄及び流し網漁業による年間ミナミマダロ漁獲量. (2002 年のデータは暫定値)

単位：トン

年	遠洋はえ縄	流し網	計
1971	100		100
1972	17		17
1973	12		12
1974	1		1
1975	9		9
1976	2		2
1977	1		1
1978	20		20
1979	53		53
1980	64		64
1981	92		92
1982	171	11	182
1983	149	12	161
1984	244	0	244
1985	174	67	241
1986	433	81	514
1987	623	87	710
1988	622	234	856
1989	1,076	319	1,395
1990	872	305	1,177
1991	1,353	107	1,460
1992	1,219	3	1,222
1993	958		958
1994	1,020		1,020
1995	1,431		1,431
1996	1,467		1,467
1997	872		872
1998	1,446		1,446
1999	1,513		1,513
2000	1,448		1,448
2001	1,580		1,580
2002*	1,137		1,137

2003 年漁期における日本のミナミマグロ漁業のレビュー (2003 年漁期はいまだ終了していないため、暫定値)

1. 前文

(1) 2003 年漁期 (2003 年 3 月 1 日-2004 年 2 月 28 日) のミナミマグロの総漁獲量は、2003 年 9 月 20 日時点で、4,641 トンであった。

(2) 日本の遠洋まぐろはえ縄漁業は、日本における長引く不況及び引き続き高水準のまぐろ輸入によるまぐろ需要の落ち込みによる価格下落のため、厳しい経済状況に直面している。

2. 努力量に対する操業上の規制

(1) 日本政府は、CCSBT が合意した TAC 及び国別割当にもとづいて、各漁期についてミナミマグロの漁獲量を管理している。

(2) 2003 年漁期の漁獲操業は、漁獲限度 5,839 トンから開始された。それは、今漁期については合意が得られなかったため、暫定的漁獲限度 6,065 トンから 226 トン削減されている。

(3) さらに、日本政府は、産卵水域及び幼魚を守るために、時期/水域閉鎖を導入することにより、漁業操業を管理している。

(4) 業界は、3 小漁業区域 (タスマニア/シドニー沖の公海、ケープ・タウン沖の公海、及び、インド洋南部) について自発的な操業開始日を設定し、各小漁業区域について総隻数を限定している。

3. 漁獲量及び努力量 (付属文書 1 参照)

2003 年漁期において、タスマニア/シドニー及びケープ・タウン沖の公海水域における漁業操業は、それぞれ、53 隻による 1,556 トン、及び、106 隻 (ミナミマグロを漁獲対象とするために選ばれた 107 隻のうち一隻は操業しなかった) による 2,836 トンという漁獲量で閉鎖した。インド洋南部における操業はいまだ続行中である。

4. 過去の漁獲量及び努力量 (付属文書 1 参照)

(1) 1999 年漁期に、日本政府は、もともと、委員会による TAC の決定がなかったため、1998 年漁期と同じ自発的措置を講じた。しかしながら、日本が実施した試験操業に関する ITLOS による暫定措置の規定に従い、1999 年漁期における実際の漁獲量は 711 トン削減され、5,354 トンとなった。

(2) 2000 年漁期において、日本政府は、自発的漁獲限度 4,578 トンを設定した。これは、1997 年に合意された日本への国別割当 6,065 トンより、1,487 トン少ない。しかし、ITLOS が定めた暫定措置が 2000 年 8 月に破棄されたため、自発的漁獲限度は、2000 年 9 月に 6,065 トンに変更された。2000 年漁期の実際の漁獲量は 6,027 トンであった。

(3) 2001 年漁期に、漁業操業は、暫定的な漁獲限度 6,065 トンで開始された。日本政府は、関連のメンバーと協議の上、自発的漁獲限度 6,421 トンを設定した。2001 年の実際の漁獲量は、6,647 トンであった。

(4) 2002 年漁期には、漁業操業は、暫定的漁獲限度 6,065 トンで開始し、実際の漁獲量は 6,192 トンであった。

5. 年間の船団規模及び分布 (付属文書 1 参照)

2003 年漁期にミナミマグロを漁獲対象とすべく選ばれた漁船の隻数は 221 隻であった。タ

スマニア／シドニー沖公海での隻数は 53 隻であった。ケープタウン沖の公海上での隻数は 10699 隻であった（そのうちの 1 隻は操業しなかった）。インド洋南部の隻数は 63 隻であった。

6. 過去の船団規模及び分布（付属文書 1 参照）

- (1) 1998 年漁期の終わりまで、毎年 257 隻の漁船が操業していた。
- (2) 日本が FAO の行動計画にもとづいて遠洋まぐろはえ縄漁船の数を削減したために、1999 年漁期には、227 隻の漁船（1998 年漁期より 30 隻少ない）が操業した。
- (3) 2000 年漁期には、ミナミマグロ船の隻数は、ITLOS が定めた暫定的措置にもとづく漁獲限度の削減にしたがって、172 隻に削減された。しかしながら、暫定措置が破棄されたため、当初隻数より 27 隻多い 199 隻が、9 月の漁獲限度の増枠にもとづいてミナミマグロ操業を行った。
- (4) 2001 年及び 2002 年漁期には、ミナミマグロ漁船の隻数は、227 隻という 1999 年漁期レベルに回復された。

7. 漁業の監視

- (1) 日本政府は、漁獲限度の管理のためにミナミマグロの漁獲を 10 日ごとに報告すべき旨の通知を業界に伝えた。
- (2) 日本政府は、漁業を規制し、監視するために必要な措置をとった。それには、漁場への取締船の派遣、船上での監視員配置、船上での VMS の配備及び毎日の位置の日本政府への報告の義務付けが含まれる。
- (3) 2003 年漁期には、3 隻の取締船が漁場に派遣された（また、派遣される）。船上で操業を監視する監督官の数は 16 名となった（またなろう）。

8. その他の要因（日本のミナミマグロの輸入に関しては付属文書 2 を参照。）

- (1) 1993 年から 1998 年まで、日本に輸入されたミナミマグロの量は、顕著に増加した。1998 年以来、ミナミマグロ輸入量は、10,000 トン（製品重量）強前後で安定している。
- (2) 2002 年のミナミマグロ輸入量は、10,866 トン（製品重量）であった。対日輸出国は 8 カ国に減少した。最大輸出国 5 カ国・団体（1:オーストラリア、2:台湾、3:韓国、4:ニュージーランド、5:インドネシア）からの輸入は全体の 97.7 パーセントを占めた。
- (3) 対日の最大のミナミマグロ輸出国・地域であるオーストラリアは、そのミナミマグロ輸出を着実に増やしており、2001 年には 8,237 トン（製品重量）に達した。このミナミマグロの量は、日本へのミナミマグロ輸入総量の 75.8 パーセントに当たる。

日本によるミナミマグロ漁業における漁獲量と漁獲努力量の傾向

		総計	SBT 漁獲のために選ばれた船舶			その他
			タスマニア／シドニー沖の公海	ケープタウン沖の公海	インド洋南部の公海	混獲のみ
1998	海域ごとの漁獲割当	6,065mt	1,350mt	2,600mt	2,115mt	-
	実際の漁獲量	6,038mt	1,313mt	2,759mt	1,893mt	73mt
	隻数	-	82隻	110隻	65隻	-
	漁獲期間	-	4月21日-7月31日	5月1日-8月10日	9月5日-12月5日	3月1日-2月28日
1999	海域ごとの漁獲割当	6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-
	実際の漁獲量	5,354mt	1,539mt	2,513mt	1,113mt	189mt
	隻数	-	69隻	99隻	59隻	-
	漁獲期間	-	4月15日-5月31日	5月1日-4月10日	9月1日-12月1日	3月1日-2月29日
2000	海域ごとの漁獲割当	当初	4,578mt	1,298mt	2,265mt	-
	(**1)	修正後	6,065mt	1,298mt	2,265mt	-
	実際の漁獲量		6,027mt	1,260mt	2,235mt	132mt
	隻数	当初	-	52隻	75隻	-
	(**2)	修正後	-	52隻	75隻	-
	漁獲期間		-	4月15日-8月1日	5月1日-8月1日	9月1日-12月27日
2001	海域ごとの漁獲割当	暫定	6,065mt	1,720mt	3,000mt	-
	(**3)	修正後	6,421mt	1,850mt	3,226mt	-
	実際の漁獲量		6,647mt	1,816mt	3,212mt	25mt
	隻数	暫定	-	69隻	99隻	-
		修正後	-	69隻	99隻	-
	漁獲期間		-	4月15日-7月16日	5月1日-8月2日	9月1日-11月29日
2002	海域ごとの漁獲割当(暫定)	6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-
	実際の漁獲量	6,192mt	1,960mt	3,312mt	854mt	66mt
	隻数	-	69隻	96隻	59隻	-
	漁獲期間	-	4月15日-7月19日	5月1日-7月5日	9月1日-11月30日	3月1日-2月28日
2003 (**4)	地域別の漁獲割当(暫定)	5,839mt	1,392mt	3,056mt	1,391mt	
	実際の漁獲量	4,641mt	1,556mt	2,836mt	228mt	21mt
	隻数	-	53隻	105隻	63隻	-
	漁獲期間		4月21日-7月8日	5月1日-7月31日	9月1日-	3月1日-2月28日

注 SBTの漁期は3月から2月までである。

(**1) 当初の漁獲割当は、ITOLSが定めた暫定措置が仲裁裁判所により破棄されたため、修正された。

(**2) 当初の隻数は、ITOLSが定めた暫定措置が仲裁裁判所により破棄されたため、修正された。

(**3) 暫定割当は、日本の自発的漁獲限度が6,421mtに設定されたため修正された。

(**4) 2002年9月20日時点での暫定値。

日本によるSBTの輸入統計

国・地域別の日本のミナミマグロ輸入(生鮮、冷蔵、冷凍)

典拠: 日本貿易統計、財務省

(単位: kg)

	1994 1月－12月	1995 1月－12月	1996 1月－12月	1997 1月－12月	1998 1月－12月	1999 1月－12月	2000 1月－12月	2001 1月－12月	2002 1月－12月	2003 1月－8月
オーストラリア	2,515,613	3,272,990	3,195,903	6,125,027	6,256,201	6,987,421	7,831,621	8,185,820	8,237,206	2,294,983
台湾	962,166	1,276,474	1,396,915	516,055	1,481,378	1,611,250	1,357,906	1,478,751	1,005,656	308,718
韓国	127,690	75,836	562,573	671,497	1,649,851	1,056,953	785,426	932,889	954,285	355,059
ニュージーランド	63,461	202,636	128,249	88,640	120,176	213,576	212,316	199,813	240,338	258,725
インドネシア	281,212	207,758	317,687	368,634	282,265	310,552	127,012	77,528	181,322	29,099
セイシェル						1,129		32,435	176,740	
フィリピン			182		4,415	69,170	15,041	16,197	54,828	22,465
中国*		9,183				373	3,738	3,172	15,173	653
南アフリカ										1,160
ホンジュラス	21,479	146,574	179,918	55,286	144,138	244,423	17,048			
シンガポール	24,417	1,968	43,835	17,199	18,936	21,827	3,423			
グアム			680	454	3,673	2,429	1,900			
フィジー		445		396	181	972	526			
赤道ギニア					130,846	32,258	446			
パラオ	886		569	690		1,073	166			
タイ			333	376		645	125			
ベリーズ		3,380	9,534	278	91,849	39,580				
カンボディア					17,301	4,374				
マレーシア	497				271	836				
ギリシャ						502				
ウルグアイ		342	102	1,028		186				
トンガ		138				162				
米国	102	1,320			2,062					
パナマ				212,632						
クロアチア				729						
ミクロネシア連邦				195						
マルディブ				163						
ニュー・カレドニア				119						
ポルトガル				93						
バヌアツ			17,855							
フランス			2,995							
チリ			334							
クック諸島	111		140							
スペイン		11,061								
チュニジア		124								
総計	3,997,634	5,210,229	5,857,804	8,059,491	10,203,543	10,599,691	10,356,694	10,926,605	10,865,548	3,270,862

*注

中国から輸入される

ミナミマグロはもとも日本船によって漁獲され、日本の企業が所有する中国の工場で加工され、その後、日本に再輸入されたものである。上記の工場は、特別関税区域にあるため、これらの輸入マグロは税金については特別な扱いを受けている。(関税の引き下げ)。中国から見れば、これらは日本から輸入でも、中国の対日輸出でもない。したがって、日本は、これをTIS文書なしに受け入れている。

第 10 回 CCSBT 年次会合のためのニュージーランドのミナミマグロ漁業のレビュー

1. 前文

国内のミナミマグロ漁業開始以来、EEZ 内で、ミナミマグロを漁獲対象とするために、手釣り、曳網、はえ縄が用いられてきた。近年、ほとんどすべてのミナミマグロ漁獲が海面はえ縄によるものであり、わずかな量が曳網で漁獲されている。国内漁業は、多くの小規模船主が操業する船、及び、ニュージーランドの企業がチャーターした 4-5 隻の超低温の日本の遠洋はえ縄漁船を含めた幅広い形態の船舶からなる。チャーター船とニュージーランドの船主が操業する船舶の双方とも、ニュージーランドのミナミマグロ漁獲割当に対して競合的に漁獲を行う。

2001/02 年のミナミマグロ漁業は、サウス・アイランド西岸沖、及び、37° から 42° S の間のノース・アイランド東沿岸沿いの水域で行われた。2001/02 年に、ミナミマグロの漁獲量は、漁期終了（2002 年 6 月 20 日午前 0 時）後の水揚げがあったため、我が国の国別割当 420 トンを超過した。結果として、年間総漁獲量は 452 トンとなり、32 トンの超過漁獲量であった。2001/02 年の国別割当の超過漁獲量を補償するため、ニュージーランドは、2002/03 年のミナミマグロ漁獲限度を 387 トンに削減した。ミナミマグロの漁期は、2003 年 6 月 28 日（午前 0 時）に終了し、2002/03 年の最終漁獲量は、388 トンであった。

2. 努力量に対する操業上の制約

自発的措置

1994 年以来、ニュージーランドの水産業界は、「行動規範」に詳述されているはえ縄漁業に関する自発的措置を実施してきた。具体的な措置には、漁具の仕様、環境基準、操業上の慣行、閉鎖水域が含まれる。同措置の目指すところは以下を最小限に抑えるところにある。

- ・混獲（たとえば、海鳥及び海産哺乳動物）
- ・20kg を下回るミナミマグロの漁獲
- ・その他の国内まぐろ漁業への影響
- ・ミナミマグロはえ縄船の間の漁具の衝突

使用されているが「行動規範」の一部ではないその他の措置には、水域ごとの漁獲限度、海鳥の混獲が一定のレベルに到達したときに、水域を変更すること、「トリ」ライン及び規則で定められたより長いラインを用いること、夜間投縄、空気圧による海鳥威嚇砲の使用が含まれる。

規制措置

ニュージーランドは、以前に合意された国別漁獲限度 420 トン（全体重量）を引き続き課している。この漁獲限度は、すべてのライセンス保持者の間の競合上の限度である。規則は、年間の漁獲限度を明示し、漁獲限度が達成された場合にミナミマグロを漁獲することを違反としている。漁獲限度は、10 月 1 日から 9 月 30 日までに及ぶ漁期についてニュージーランド漁業水域内外で適用される。漁獲限度が超過された数年の間、同等の量だけ次年に削減されてきた。

2000/01 年漁期の半ばまで、ミナミマグロの漁獲枠は、ミナミマグロ (*Thunnus maccoyii*) 及び太平洋クロマグロ（以前は *Thunnus thynnus*、現在は *Thunnus orientalis* と認識され

ている)の双方の漁獲に適用されてきた。太平洋クロマグロへの漁獲枠制約は、太平洋クロマグロが、形態的特徴にもとづいて、漁獲におけるミナミマグロから容易に区別できることが示された、2000/01年ミナミマグロ漁期の後期に撤回された。2001年6月前に報告されたミナミマグロの水揚げでは、両者の漁獲がミナミマグロ・漁獲枠に対して算定されたという事実にもかかわらず、北部クロマグロと南部クロマグロの間の区別が設けられていた。北部クロマグロとして報告された漁獲物はほとんどが太平洋クロマグロであった可能性が高い。北部のクロマグロ (*Thunnus thynnus*) に関する漁獲枠規制は2002年に撤回された。

3. 漁獲量及び努力量

表1は、1990年以降の漁具の形態ごとのミナミマグロの推定漁獲量を示しており、この時代以来、ニュージーランドのミナミマグロ漁業は、本質的にはえ縄漁業であったことを明らかに示している。はえ縄漁業の努力量が現在漁業を支配しており、手釣りや曳網による漁獲量は無視できる要素である。ミナミマグロ総漁獲量は暦年と漁業年(10月1日から9月30日)で表2に要約されている。図1は、1989年から、加工されたデータのもっとも直近の一年である2002年までのえ縄漁業に関する努力量の傾向(単位:百万鈎)を示している。この図から、百万鈎単位で測定された国内え縄総努力量が1990年初頭から急激に増加したことが明らかである。努力量の増加は、主にメバチマグロを漁獲対象としていたニュージーランド所有・操業のはえ縄漁船の数の増加による。それに対し、ミナミマグロを漁獲対象とするはえ縄努力量は、1989年以来、安定している(平均=年間1.4百万鈎)。毎年セットされるはえ縄鈎総数は、現在、1千万本強であり、ミナミマグロを対象としているセットは全はえ縄努力量の約20パーセントに当たる。

4. 過去の漁獲量及び努力量

図2は、船団による1980年からのミナミマグロのノミナルCPUEにおける傾向を示している。外国ライセンス船団のCPUEは、1985年、1990年及び船団がEEZ内で最後に漁獲をした1995年を除き、漁獲が行われた期間を通じて、減少を示している。チャーター船団(1989年より)及び国内所有・操業船団(1991年より)のためのCPUEは変動率が高い。1990年代を通じて、ノミナルCPUEは、各船団の操業慣行及び漁獲水域の変化のため、資源豊度のよい指標とはみなされていない。

5. 年間船団規模及び分布

ニュージーランドのはえ縄船団は、その操業水域を拡大し、現在、ノース及びサウス・アイランド双方の東西沿岸のほとんどの水域で漁獲を行っている。2002年のはえ縄漁船の総数は、156隻で、そのうち67パーセントは小規模はえ縄漁船(<50GRT)であった。これは、2001年に比べ、2002年には追加の24隻のはえ縄船の操業、及び、より小型のはえ縄船(<50GRT)の比率における若干の減少を示す。

はえ縄によるミナミマグロを漁獲対象とする漁業は主に、サウス・アイランドの西海岸及びノース・アイランドの東沿岸沿いの水域で行われる。ミナミマグロはまた、ベイ・オブ・プレンティでメバチマグロを漁獲対象とする漁業において顕著な混獲を構成するが、主に、37°と42°Sの間での国内所有・操業船によっても漁獲対象とされている。図3は、2001/02年にミナミマグロを対象としたすべてのはえ縄セットの位置(チャーター船及び船主・操業者船の合計)を示している。

6. 過去の船団規模及び分布

ニュージーランドのミナミマグロ漁業は、冬季の小型船手釣り及び曳網漁業として1980年代の初頭に、サウス・アイランドの西海岸沖の水域で始まった。これらの方法は、1990

年以来漁業のわずかな部分しか占めていなかった。1980 年代及び 1990 年代中期に、ほとんどのほえ縄漁業は、日本からの、外国ライセンスほえ縄漁船によって、行われた。しかし、漁獲率の低下、漁獲シーズンの短縮及び EEZ 内での操業コストの増加が、1995 年の外国ライセンス船団の操業停止につながった。国内のほえ縄漁業は 1991 年に始まり、ほとんどの努力量がミナミマグロを対象としてはいなかったとはいえ、少なくとも 2002 年までは着実に増加した。隻数及び船舶の規模構成における変化は図 4 に示されている。隻数における変化は本質的に 1989 年以来直線的である。ニュージーランドは、ミナミマグロ及びその他の高度回遊性魚種を漁獲枠管理制度 (QMS) に導入するため、利害関係グループと協議を行っている。ミナミマグロは現在、2004 年 10 月 1 日には QMS に導入される予定である。

7. 漁業の監視

オブザーバー捕捉率

過去数年間にわたり、チャーター船団におけるオブザーバー捕捉率は 100 パーセントであった。しかし、国内所有・操業船の規模が小さく、航海が短いため、漁業省がこの船団におけるオブザーバー捕捉率について 10 パーセントの目標を実現することを困難にした。その結果、オブザーバー捕捉率は例にもれず低かった。しかし、この船団について 10 パーセントのオブザーバー捕捉率の目標及びチャーター船団の 100 パーセントの捕捉率の目標が合意された。2001/02 年漁期の捕捉率は、観察されたミナミマグロ漁獲対象とするほえ縄鉤セット全体の 29 パーセント（チャーター船では 95 パーセントの鉤、国内所有・操業船では 6 パーセント）との結果につながった。漁業省オブザーバーの配備の再調整は、国内所有・操業ほえ縄船の捕捉率において引き続き改善されるという結果になるはずである。手釣りまたは曳網を用いた船舶でのオブザーバー捕捉率は、これらの方法の全漁獲量への貢献がわずかであるため計画されていない。

RT 管理手続き捕捉率

漁業省はミナミマグロのための漁期内漁獲監視システムを運用している。このシステムは、陸上の加工会社及び冷凍船（チャーター船のすべてを含む）に、漁期の間に、漁業省にその漁獲を電子メールまたは、ファクスで報告することを義務付けている。漁獲割当の 25 パーセントが達成されると週間報告が義務付けられる。また、漁獲割当の 50 パーセントが達成されると毎日の報告が義務付けられる。漁期が我が国の国別割当に到達できる可能な限り近い時期に閉鎖されると、報告が漁業省により照合・分析される。その後、すべてのミナミマグロ許可証保持者は、漁期が閉鎖されたこと、また、漁業年の残りの期間にミナミマグロを漁獲することは違反となる旨通知を受ける。

生物学情報

漁業省の科学オブザーバー計画からのオブザーバーが、漁獲の特徴付けのために、ミナミマグロに関する生物学データ及び混獲データを収集する責任がある。2001/02 年に、1203 匹のミナミマグロから耳石が収集され、オブザーバーは 11 本の標識（10 本の CSIRO 標識及び 1 本の日本の標識）を回収した。耳石は国立水質・大気研究所に保存され、標識回収データは標識放流当局に提供された。ミナミマグロ及びすべての主要な混獲魚種について、体長、体重（加工重量及び全体重量の双方）及び性別が定期的に記録される。全体として、胃内容物が 2322 匹以上のミナミマグロから収集され、また、3004 匹のミナミマグロが測定された。

8. その他の要因

輸入／輸出統計

ミナミマグロの輸出に関する統計は、税関が集計し、統計省が要約している。輸出統計はさらに、ニュージーランド・シーフード業界協議会によりまとめられ、ニュージーランド

漁業の経済的評価のためのデータベースとして保持される。

市場

EEZ で漁獲されたミナミマグロの唯一の市場は、日本の刺身市場であり、適正な品質をもつすべての魚は輸出される。国内消費は取るに足らない量である。

緩和措置

ニュージーランドの規則では、すべてのまぐろはえ縄漁船が海鳥威嚇装置（「トリ・ライン」）を使用すべきであると定められている。「トリ・ライン」の最小基準は CCAMLR で定められたものと同じである。国内水産業界は、すべてのまぐろはえ縄操業に夜間投縄を奨励する自発的行動規範をもっている。大型まぐろはえ縄漁船については、「危険にさらされた」海鳥の総混獲死亡率の限度が設定されている。

ミナミマグロのスポーツ・フィッシング及び土着民による漁獲

ミナミマグロのスポーツ・フィッシングの漁獲は制限されている。ノース及びサウス・アイランドからのスポーツ・フィッシングの漁獲の記録がある。過去の漁獲量はさらに高かった可能性がある。マオリによる非商業的漁業によるミナミマグロの漁獲の推定はない。

作成者：タルボット・マレー

国立水質・大気研究所（NIWA）

ニュージーランド、ウェリントン

表 1. 1990 年以来の漁法ごとの SBT 漁獲量（トン）の要約、推定漁獲量は、全体の水揚げ量を反映するため、認可を受けた魚類荷受人の水揚げ報告にあわせて測量されている。

年	曳網	はえ縄	その他.	計
1990	49.3	314.7	165.2	529.2
1991	8.6	149.7	6.2	164.5
1992	9.5	261.3	8.4	279.2
1993	0.0	215.0	1.7	216.6
1994	0.4	276.1	0.5	277.0
1995	4.2	429.6	2.6	436.4
1996	2.0	136.8	0.4	139.3
1997	2.2	329.6	1.8	333.7
1998	6.8	328.7	1.6	337.1
1999	2.2	456.8	1.7	460.6
2000	0.7	379.6	0.0	380.3
2001	0.2	358.3	0.0	358.5
2002	0.7	449.6	0.0	450.3

表 2. 認可を受けた魚類荷受人報告からの暦年及び漁業年ごとの SBT 水揚げ総量（トン）.

暦年	トン	漁業年	トン
1980	130		
1981	173		
1982	305		
1983	132		
1984	93		
1985	94		
1986	82	1986/87	60
1987	59	1987/88	94
1988	94	1988/89	437
1989	437	1989/90	529
1990	529	1990/91	165
1991	164	1991/92	279
1992	279	1992/93	216
1993	217	1993/94	277
1994	277	1994/95	435
1995	436	1995/96	140
1996	139	1996/97	333
1997	334	1997/98	331
1998	337	1998/99	458
1999	461	1999/00	381
2000	380	2000/01	362
2001	358	2001/02	452
2002	450	2002/03	388

図 1. 1989 年以來の漁獲対象ごとのニュージーランドの国内はえ縄漁業努力量 (百万鉤セット) (チャーター船及び国内所有・操業船合計)、白ひし形 = 全対象種、黒四角形 = SBT 対象セット

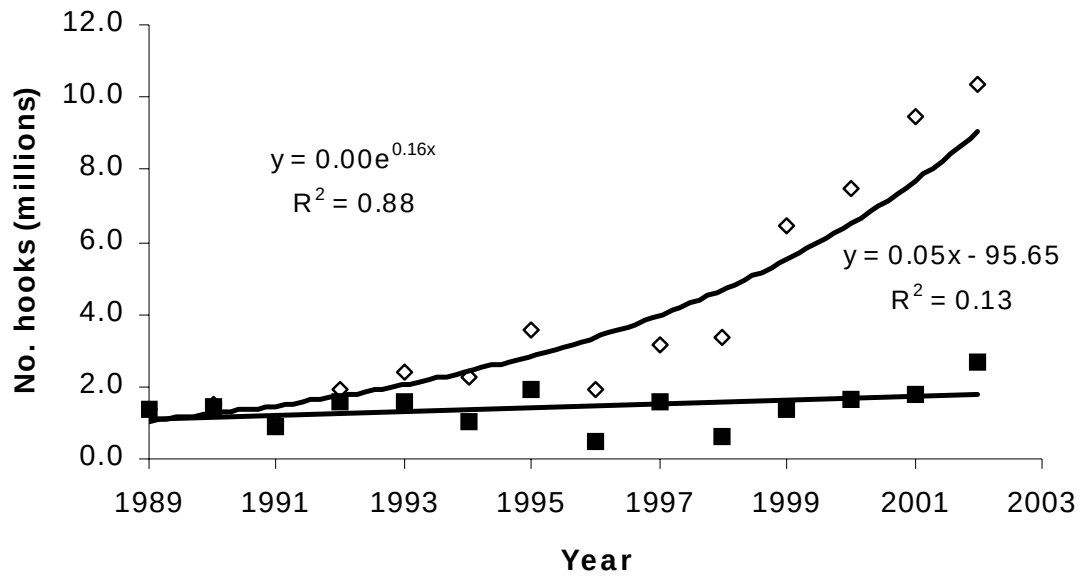


図 2. 1980 年以來船団の対象とされた場合の SBT の名目的 CPUE (1000 鉤当たり)

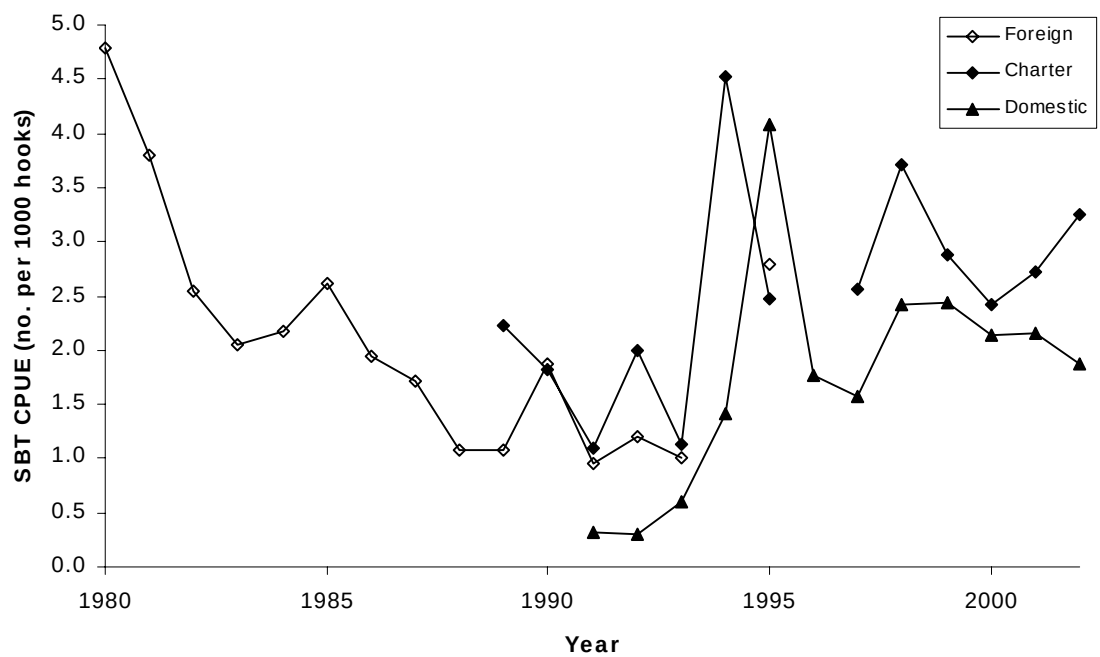


図 3. 2001/02 漁業年の SBT を対象としたはえ縄セツの分布 (チャーター船及び国内所有・操業船合計).

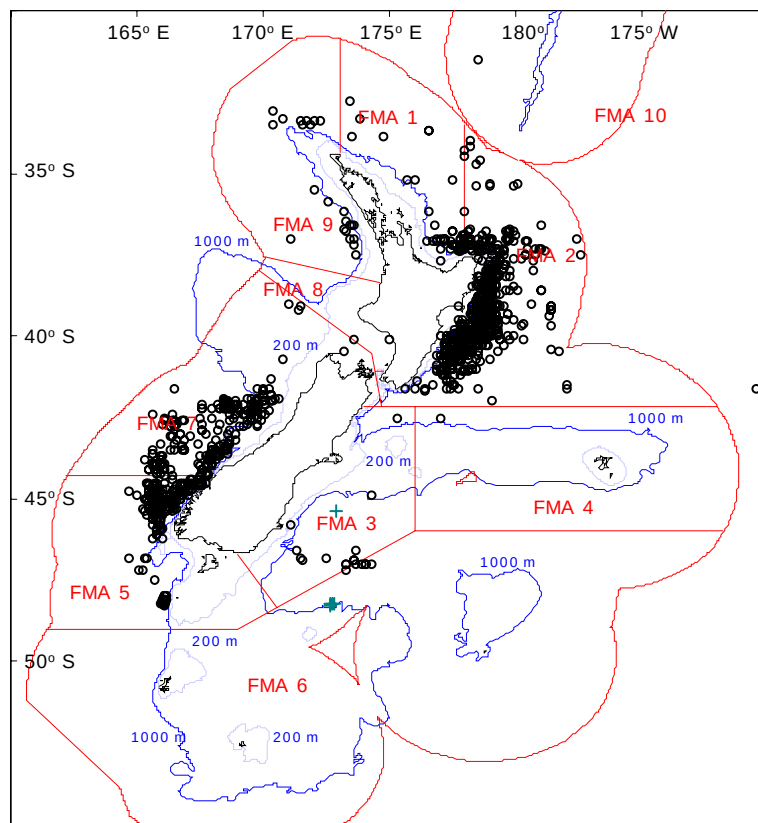
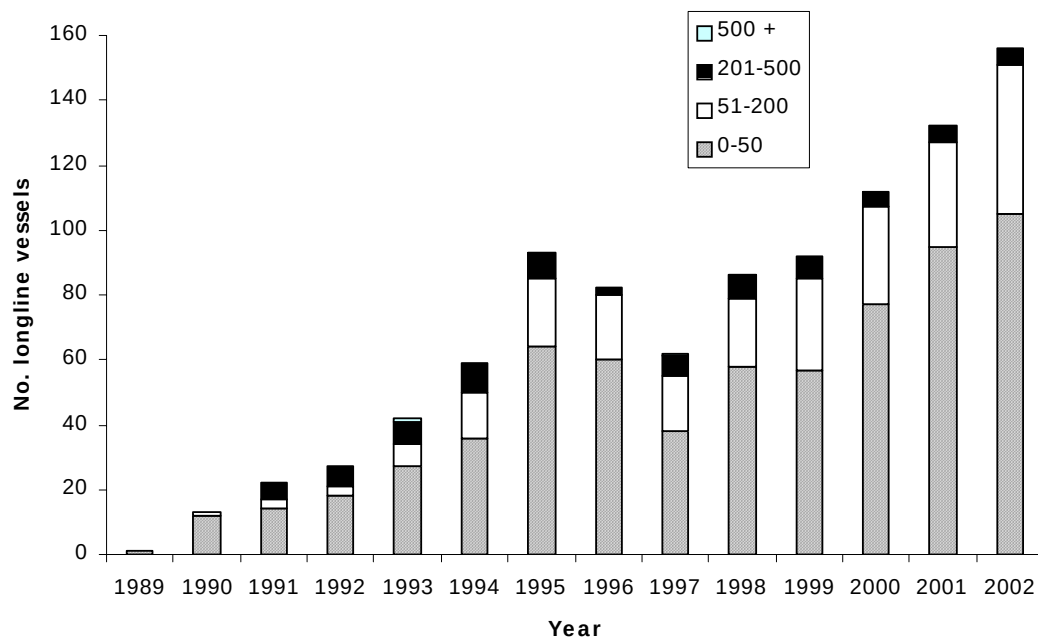


図 4. ニュージーランドのはえ縄船団規模構成 (GRT)における変化.



委員会年次会合のための韓国のみナミマグロ漁業の年間レビュー

1. 前文

ミナミマグロ（SBT）漁業は、1990 年代初頭以来韓国の遠洋水産業界がもっとも最近に開発したまぐろ漁業である。韓国の船団によるミナミマグロの漁獲量は 1998 年に最高に達し、その後近年まで継続的に減少してきた。これは主に、CCSBT が採択した決議を実施するために韓国の水産会社が船団の規模について自発的に規制したためである。しかし、漁業からのより大きな収益を求めて韓国のはえ縄漁業者がインド洋から太平洋へとシフトしたこともまた、この種の漁獲の減少に寄与した。近年、この現象は以前より、より顕著に起きている。

2. 努力量に対する操業上の制約

CCSBT が採択した勧告を実施するために、韓国は国内規則を導入した。それはミナミマグロにとって最小限の限度である。これはミナミマグロの産卵資源の保護を目的としている。

3. 漁獲量及び努力量

2002 年に、16 隻の登録されたはえ縄漁船のうち 10 隻が通常の漁場で、649 トンのミナミマグロの漁獲を行った。これは 2001 年の漁獲量から 18 パーセントの減少である。これは、あるはえ縄漁業者の漁獲努力量（つまり、月数）における減少のためである。

4. 過去の漁獲量及び努力量

韓国のはえ縄漁業の漁期は通常 3 月に始まり、11 月または、12 月に終わる。したがって、漁業統計は、暦年ベースで収集され、報告される。3 月から 7 月または 8 月までの漁期の前半に、通常、韓国のはえ縄漁船は、南アフリカ沖のインド洋西部の公海で操業し、時折大西洋南東部へと操業を拡大する。後半には、彼らは、ウェスタン・オーストラリア沖のインド洋東部に移動する。この漁業パターンと漁場は、1991 年を除いて、過去 10 年のミナミマグロに関する漁獲史の中でほとんど変更されなかった。しかし、2002 年に、10 月まで西部漁場からの若干の漁獲が行われた（表 1、2）。

5. 年間の船団規模と分布

韓国船団規模は、1998 年から水産業界の自発的規制により規制されてきた。ミナミマグロ漁業の年間船団規模は、それ以来、登録数が 16 隻を超えることがなかった。その結果、2002 年の割当漁獲枠 1,140 トンを下回ることとなった。韓国船団の操業分布図は図 1 に示されている。

6. 過去の船団規模と分布

韓国のミナミマグロ漁業は、数隻のはえ縄漁船がメバチマグロ、キハダマグロを漁獲対象としていた熱帯水域からシフトすることで、1991 年に開始した。したがって、この漁業の初期の年には、ミナミマグロは韓国の水産業界にとって魅力的なものではなかった。しかし、市場価格が高騰したため、1995 年以降、はえ縄漁船の数は、急増し、1998 年には最大の 19 隻に達した。ミナミマグロ漁業のための年間船団規模は 16 隻であり、登録数は 2002 年でもそのまま維持されている。

韓国のミナミマグロはえ縄漁業の操業区域は、非常に幅広く、オーストラリア南西部沖水域から、アフリカの南部沖水域にわたり、さらに、ある年には、大西洋南東部に及んでい

る。しかしながら、漁業活動は、一般的に、35-45° S と 90-110° E の間、35-45° S と 25-50° E の間の水域、及び、40-45° S と 5-10° E の間に集中してきた。

7. その他の要因

オブザーバー計画

韓国政府は、まぐろを含め、自国の遠洋漁業を監視し、地域漁業機関の義務付けを履行するために、漁業オブザーバー計画を 2002 年に開始した。当初段階で、オブザーバー計画の規模は、CCSBT 条約水域におけるミナミマグロはえ縄漁業など、緊急に実施すべき漁業だけをカバーするものでかなり小さい。しかし、徐々に、漁業のすべての必要とされる分野をカバーするために、規模がさらに拡大されるだろう。

表 1. 1992～2002年の韓国はえ縄漁業によるミナミマグロのノミナル漁獲量 (mt) .

月	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
1月	-	-	-	-	-	-	3	8	-	-	-
2月	-	-	-	-	-	-	15	1	-	-	1
3月		-	-	-	-	-	101	125	57	58	83
4月	-	-	-	-	-	-	191	180	68	81	113
5月	-	-	-	-	-	-	106	116	65	58	90
6月	-	-	-	-	-	-	159	169	81	88	87
7月	-	-	-	-	-	-	226	193	91	37	67
8月	-	-	-	-	-	-	227	164	164	119	110
9月	-	-	-	-	-	-	169	87	186	96	78
10月	-	-	-	-	-	-	180	81	110	87	20
11月	-	-	-	-	-	-	130	92	86	80	-
12月	-	-	-	-	-	-	55	55	79	31	-
総計	36(1)	80(1)	119(1)	317(3)	1,148 (8)	1,238 (14)	1,562 (19)	1,271 (16)	987 (13)	735 (10)	649 (10)

* - : データなし

* データ典拠: 海事漁業省(MOMAF)

表2. 1992～2002年の韓国はえ縄漁業によるミナミマグロの漁獲量(尾数)、努力量(鉤数)及びCPUE(1000鉤当たりの尾数).

月	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
1月	漁獲量	-	-	-	-	-	-	152			
	努力量							126,220			
	CPUE							1.2			
2月	漁獲量	-	-	-	6	-	197	-	1		
	努力量				6,003		44,720		75,240		
	CPUE				1.0		4.4		0.1		
3月	漁獲量	-	-	2,336	220	2,015	715	1,005	231	906	2,439
	努力量			130,775	75,244	417,469	264,372	200,552	71,061	167,288	689,365
	CPUE			17.9	2.9	4.8	2.7	5.0	3.3	1.0	3.5
4月	漁獲量	674	503	1,814	501	3,377	1,441	1,989	260	971	2,480
	努力量	85,200	60,480	172,228	96,164	686,783	405,594	397,563	87,840	323,922	690,345
	CPUE	7.9	8.3	10.5	5.2	4.9	3.6	5.0	3.0	2.4	3.6
5月	漁獲量	186	337	584	582	2,794	327	1,065	146	687	1,451
	努力量	41,340	61,740	166,100	178,022	568,574	213,789	472,224	90,228	291,856	650,503
	CPUE	4.5	5.5	3.5	3.3	4.9	1.5	2.3	1.6	1.1	2.2
6月	漁獲量	144	120	213	303	2,170	1,251	2,274	274	829	2,092
	努力量	82,970	37,800	31,300	110,223	447,790	295,180	493,267	114,440	366,909	401,578
	CPUE	1.7	3.2	6.8	2.7	4.8	4.2	4.6	2.4	2.5	2.8
7月	漁獲量	65	421	190	1,125	4,812	1,753	1,560	614	496	2,395
	努力量	35,740	72,270	47,104	164,267	594,640	265,680	206,830	128,310	157,558	598,793
	CPUE	1.8	5.8	4.0	6.8	8.1	6.6	7.5	4.8	0.9	4.4

8月	漁獲量	140	1,415	394	1,686	2,269	1,892	1,544	272	1,412	1,412
	努力量	58,870	67,740	67,204	171,195	415,836	350,650	493,878	164,509	532,332	532,332
	CPUE	2.4	20.9	5.9	9.8	5.5	5.4	3.1	1.7	0.5	4.0
9月	漁獲量	22	674	487	258	1,031	824	580	960	987	2,309
	努力量	24,710	45,344	191,845	56,320	537,920	306,050	471,730	265,267	473,548	703,394
	CPUE	0.9	14.9	2.5	4.6	1.9	2.7	1.2	3.6	0.6	3.3
10月	漁獲量	－	87	77	669	1,049	397	140	252	840	408
	努力量		40,120	61,542	287,645	516,846	246,550	167,221	183,500	494,814	257,035
	CPUE		2.2	1.3	2.3	2.0	1.6	0.8	1.4	1.7	1.6
11月	漁獲量	－	138	250	377	645	515	341	197	663	
	努力量		56,161	214,928	259,522	557,407	273,240	256,800	184,579	360,302	
	CPUE		2.5	1.2	1.5	1.2	1.9	1.3	1.1	2.3	
12月	漁獲量	－	－	47	76	235	350	189	60	337	
	努力量			33,920	64,700	198,508	214,820	165,826	80,675	123,769	
	t			1.4	1.2	1.2	1.6	1.1	0.7	0.4	
総計	CPUE										
	漁獲量	1,231	3,695	6,392	5,803	20,397	9,662	10,839	3267	8,218	15,361
	努力量	328,830	441,655	1,116,946.7	1,469,305.9	4,941,734.1	2,880,645.4	3,452,113.1	1,445,649	3,292,298.3	4,752,753.2
	CPUE	3.7	8.4						2.3		

* －：データなし

* データ典拠：国立漁業調査開発機関(NFRDI)

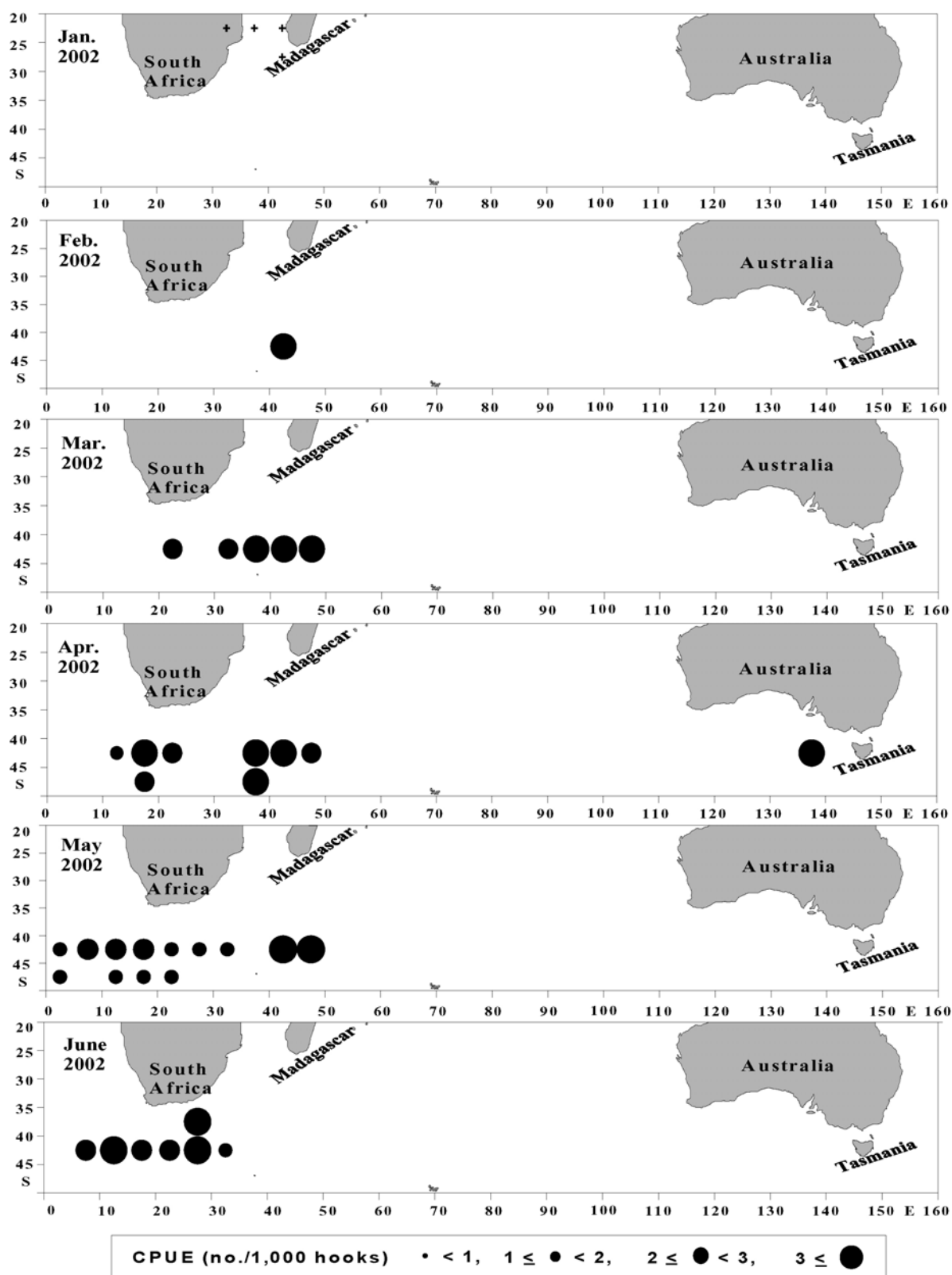
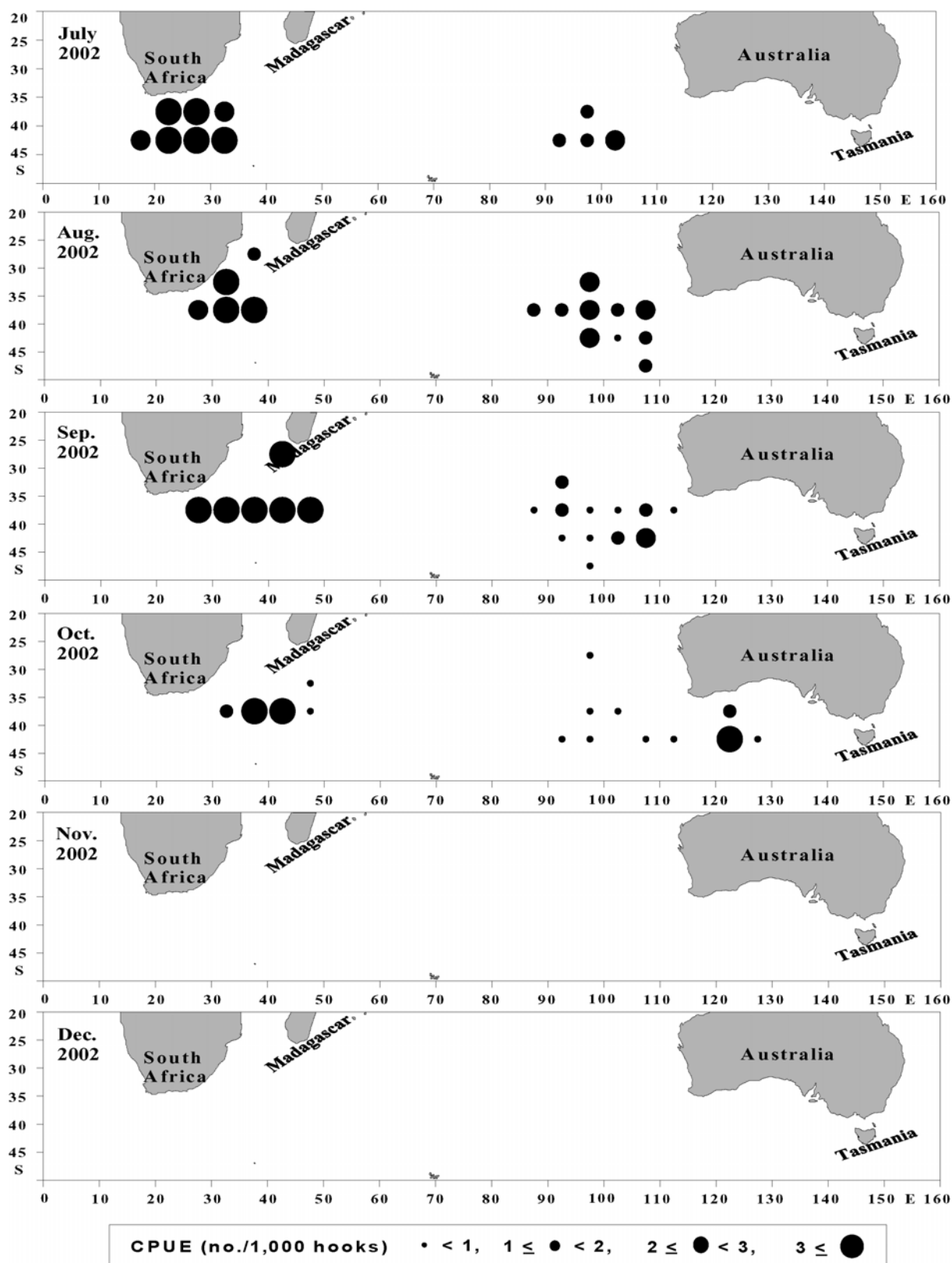


図1. 韓国はえ縄船が漁獲したミナミマグロの分布海域





第 8 回科学委員会会合報告書

2003年9月1-4日
ニュージーランド、クライストチャーチ

違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び24 メートルを超えるミナミマグロ漁業許可船のCCSBT
の記録の設定に関する決議

ミナミマグロの保存のための拡大委員会は

ミナミマグロの違法、無規制、無報告漁業が継続していることを懸念し、

IUU 漁業は、条約の目的に反し、かつCCSBT の保存・管理措置の効果を減殺すること、また、メンバーは、条約の目的に反するいかなる漁業活動も抑止するための適切な行動をとるにあたり協力することを求められていることに留意し、

自国の船が責任ある行動をとることを確保するための旗国の責任に留意し、

IUU 漁業活動を抑止するために、包括的なアプローチをとる必要性、及び、この目的のために一連の手段が利用可能であることを認識し、

CCSBT が、CCSBT 統計証明計画の実施を含め、大型まぐろ漁船によって行われている IUU 漁業を防止、抑止、根絶するためのさまざまな措置を講じてきたことを想起し、

CCSBT が「拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位の設定のための決議」を採択したことを認識し、

FAO の委員会が、2001 年6 月23 日に、IUU 漁業の防止、抑止、根絶を目指した国際行動計画（IPOA）を採択したこと、また、同計画が、地域漁業管理機関が、国際法と合致した形で、IUU 漁業を防止、抑止、根絶するため、また、特に、許可船の記録及びIUU 漁業に従事している船舶の記録を設定するための斬新的な方策を強化、発展させるための行動をとるべきであると定めていることを想起し、

大型漁船は、高度に移動可能であり、一つの海域から他の海域へと容易に漁場を変え、そして、委員会に時宜を得た登録なしにナミマグロ（SBT）を漁獲する高度の能力を有することに留意し、

大型まぐろ IUU 漁船を効果的に根絶するためにさらなる措置をとる必要性を認識し、

CCSBT 条約第8 条3（b）に従い、以下のとおり協定する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、以下を行う。

- a. 自国の登録下にあるすべての船舶がミナミマグロの IUU 漁業活動を行わないよう確保する。
- b. 関連の法律と合致した形で、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
- c. ミナミマグロに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び、定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国の IUU 措置の実施状況をレビューする。

2. 拡大委員会は、ミナミマグロを漁獲する許可を受けた全長**24**メートルを超える漁船(以下「大型漁船」または「**LSFVs**」という)の**CCSBT** の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されない**LSFVs** は、ミナミマグロを漁獲し、船上に保持し、転載し、または水揚げする許可を有していないものと見なされる。
3. 拡大委員会の各メンバー(以下「メンバー」という)と協力的非加盟国は、**2004** 年**7** 月**1** 日までに、ミナミマグロの漁獲を許可された自国旗を掲げる**LSFVs** のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出する。このリストには以下の情報を含める。
- 船舶の名称、登録番号
 - 以前の名称(該当する場合)
 - 以前の船籍国(該当する場合)
 - 他の登録からの抹消に関する過去の詳細(該当する場合)
 - 国際無線信号符字(該当する場合)
 - 船舶の形態、船体の長さ、登録総トン数(**GRT**)
 - 所有者及び操業者の氏名、住所
 - 使用漁具
 - 漁獲ないし転載が認められた許可期間

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初の**CCSBT** の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストから成る。

4. 各メンバー及び協力的非加盟国は、当初の**CCSBT** 記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知する。
5. 事務局長は、**CCSBT** の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致した形で、**CCSBT** のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じる。
6. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、以下を行う。
- a) 自国の**LSFVs** が**CCSBT** 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の**LSFV** にミナミマグロを漁獲する許可を与える。
 - b) 自国の**LSFVs** が関連するすべての**CCSBT** の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
 - c) **CCSBT** の記録に掲載されている自国の**LSFVs** が、有効な船舶登録証書及び漁獲ないし転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
 - d) 当該船舶が**IUU** 漁業活動の経歴を有する場合、船主が当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。

- e) **CCSBT** の記録に掲載されている**LSFVs** の所有者及び操業者が、**CCSBT** の記録に掲載されていない**LSFVs** によるミナミマグロの漁業活動に従事または関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制または懲罰的措置が効果的にとられるように、**CCSBT** の記録に掲載されている**LSFVs** の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民もしくは法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。
7. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ5 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致した形で、**2004** 年の拡大委員会の年次会合に、またその後毎年、検討の結果を報告する。拡大委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、**CCSBT** の記録に掲載されている**LSFVs** の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶による**CCSBT** の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。
8. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、**CCSBT** の記録に掲載されていない**LSFVs** によるミナミマグロの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。
- b) ミナミマグロ統計証明に関する**CCSBT** の保存・管理措置の効果を以下により確保する。
- i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、**CCSBT** の記録に掲載されている**LSFV** についてのみ統計証明書を発給する。
 - ii) メンバー及び協力的非加盟国は、**LSFVs** によって漁獲されたミナミマグロが、あるメンバーの領土に輸入されたとき、**CCSBT** の記録に掲載された船舶について証明された統計証明書を伴うことを義務付ける。
 - iii) ミナミマグロを輸入するメンバー及び協力的非加盟国並びに船舶の旗国は、統計証明書の偽造や誤記載が発生しないよう協力する。
9. 各メンバー及び協力的非加盟国は、**CCSBT** の記録に掲載されていない**LSFVs** がミナミマグロの漁獲ないし転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知する。
10. a) パラグラフ8 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がミナミマグロを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。
- b) パラグラフ8 で言及された船舶の旗が判定できない、又は非協力的非加盟国である場合、事務局長は、拡大委員会による将来の検討のために、そのような情報を取りまとめる。
11. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、**FAO** 及びその他関連する地域漁業管理機関と共に、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、**IUU LSFV** のミナミマグロ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。
12. 拡大委員会がパラグラフ8 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会とメン

バーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会とメンバーは、非締約国がメンバーもしくは協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

貿易情報スキームに関わる事項に関する作業部会の報告

CCSBT の貿易情報スキーム (TIS) に関する諸問題を議論するために作業部会が形成された。議論された問題は以下のとおりであった。

1. TIS のために最低基準
2. 輸出目的地を報告する義務付けを TIS フォームへ組み入れ (CCSBT 統計証明計画の附属書 1)
3. CCSBT TIS 計画の改善の可能性

TIS のための最低基準

同部会は、事務局が作成した最低基準案を検討した。基準案は修正され、合意された最低基準が附属書 1 に掲載されている。

輸出先を報告する義務付けを公式 TIS フォームへ組み入れ (CCSBT 統計証明計画の附属書 1)

CCSBT の統計証明計画は、輸出国／漁業主体に、各ミナミマグロ輸出について輸出先国の記録を保持し、これを（とりわけ）事務局に報告することを義務付けている。現在、どのようにこの情報を収集するかは各加盟国に任されている。この情報の記録を単純化するため、ニュージーランドは、輸出先国を公式 TIS フォームに記録すべきことを提案した。

作業部会は、輸出先を、CCSBT 統計証明計画の附属書 1 の要件として含むべきこと、また公式の CCSBT の TIS フォームに含めることに合意した。

CCSBT TIS 計画の改善

作業部会は、TIS 計画の目的の一つは、貿易を通じて、ミナミマグロの漁獲に関する正確で一貫した包括的情報の提供にあることに留意した。

同部会は、加盟国及び非加盟国の双方が漁獲するミナミマグロについて、発生しているミナミマグロ市場について議論した。日本に加え、米国、香港、韓国、フィリピンなどの数カ国でミナミマグロ市場が開発されている点が留意された。台湾は、国内のミナミマグロ消費を促進するために、マーケティング・プログラムに着手したと述べた。インドネシアの漁獲監視ワークショップは、インドネシアの少量の漁獲が数カ国の EU 諸国に向かったことを示した。

同部会は、日本における市場の低迷を考えると、これら出現しつつある市場が拡大する可能性がある旨合意した。この意味合いで、すべてのミナミマグロの漁獲、特に非加盟国による漁獲の監視に対する事前策としての取り組みが不可欠である。

同部会は、CCSBT が、それぞれの貿易ないし漁獲情報スキームが相互補完となり、CCSBT

の目的に寄与することを確保する目的で、関連の地域漁業管理機関と協力することを勧告した。

TIS フォームへの輸出先の組み入れは、出現しつつあるミナミマグロ市場及びミナミマグロ貿易パターンをできるだけ早期に把握するのに役立つであろう。

同部会はまた、特に非加盟国の間でのミナミマグロの国内消費及び貿易の監視における、現行の TIS プロセスの欠陥に留意し、CCSBT が、ミナミマグロのそのような漁獲及び貿易を最善の形で特徴付けるための戦略を調査することを勧告した。

CCSBT 統計証明の完全記載のための最低基準
(CCSBT 統計証明計画の附属書 5 となる)

1. 輸出業者及び輸出国／漁業主体の責任

- 1.1. 輸出業者は、統計証明の輸出セクション（8 項 - 承認を除く）及び製品の由来（漁獲または蓄養）を完全に記載する責任をもつ。
- 1.2. 輸出国／漁業主体は、各統計証明の正確な完全記載を実施する責任をもつ。輸出セクション（1-8）、文書番号、製品の由来（漁獲か蓄養）は、附属書 1 の指示シートに従って、正確に完全記載されなければならない。
- 1.3. 輸出国／漁業主体は、統計証明が十分に完成され、正確であることをチェックする責任を承認担当者がもつよう確保しなければならない。統計証明の承認セクションは、完全記載されるべきで、このチェックが行われ、統計証明が完全かつ正確であると決定された時に、輸出が承認されるべきである。

2. 輸入業者及び輸入国／漁業主体の責任

- 2.1. 輸入業者は、統計証明の輸入セクションを完全に記載する責任をもつ。
- 2.2. 輸入国／漁獲団体は、各統計証明の輸入セクションの正確な完全記載を実施する責任をもつ。輸入のセクションは、附属書 1 の指示シートに従って、正確に完全記載しなければならない。
- 2.3 1.2 で特定されている情報が欠落している、または、判読不能、または不正確である場合、輸入を行う加盟国／漁業主体は、そのような欠落を事務局に報告すべきである。報告は事務局に対して四半期ベースで行われる。報告には、問題となっている文書番号を含め、欠落、判読不能、ないし不正確な情報を明示する。

3. 事務局長の責任

- 3.1. 事務局長は、受理したすべての統計証明の正確さと完全さを監視する。
- 3.2. SDP 文書に関する情報が欠落または不正確なとき、事務局長は、提供義務のある事項について伝え、また、欠落部分／不確実情報が提供または是正されることを要請するために（注 2）、事務局長は、関係する国／漁業主体と連絡をとる（注 1）。要請された情報が適切な期間内に提供されない場合、またはある国／漁業主体により繰り返し省略される場合、事務局長は、同件を拡大委員会の検討に付託する。

注 1. これは、輸入である輸入セクションを除くあらゆる情報の項目について、輸出国／漁業主体であろう。

注 2. 情報が繰り返し省略される場合には、輸出国／漁業主体が輸出企業／承認担当者に対し適切な行動をとることが予想される。

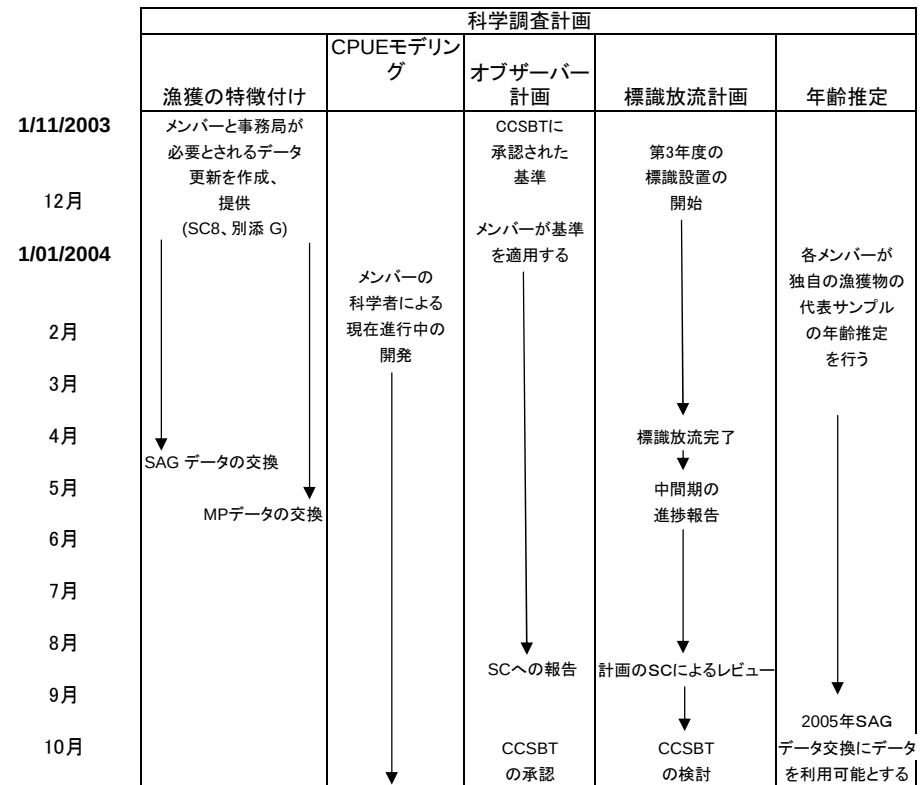
2004年のCCSBT作業計画

この作業計画は、TIS及び標識再捕データの加工または標識放流計画の促進などの現在進行中の事務局の日常的業務を含まない。

	資源評価	データベース活動	インドネシア漁獲モニタリング	管理方式	生態系関連	クォータの取引	IUU 漁業	協力的非加盟国	FIRMS/FIGIS	資金拠出の公式	スポーツ・フィッシング	漁獲モニタリング報告
1/11/2003		現在進行中のデータベースの開発、更新後の新しいデータのローディング (非加盟国、その他の提供者、TISスキーム、標識放流プロジェクト)、必要なdt抽出／報告の作成	IOTCとの協力のもとメンバーの科学者が作成したインドネシアの漁獲及び年齢分布の推定	目的とモデル範囲に関するCCSBTのガイダンス ↓ メンバーによる開発及びテスト	ERSWG5への文書提出 メンバーの船団へのパンフレット配布 ERSWG5	事務局がレビュー文書を作成 ↓ 中間期の討議	決議の採択 ↓ 船のリストについてデータとホームページ作成 ↓ 事務局に船舶リスト提出 ↓ 承認後のリストを公表 ↓ CCSBTへの報告	決議の採択 ↓ 関係国への招待状の送付 ↓ 申請受付 ↓ 120日後申請に合意 ↓ CCSBTへの参加	参加の決定 ↓ パートナーシップ合意の署名 ↓ 事務局トレーニング ↓ FIGISのためのデータ作成 ↓ SC資源状態に関する報告を作成 ↓ 報告がCCSBTをクリアーデータと報告をFAOへ送付	事務局がレビュー文書を作成 ↓ 中間期討議 ↓ CCSBTでの検討	事務局が過去の資源評価へのスポーツ・フィッシングの組み入れを報告 ↓ メンバーへの報告	事務局が漁獲モニタリングに関する報告を作成 ↓ メンバーへの報告
12月												
1/01/2004												
2月												
3月												
4月				MP ワークショップでの検討								
5月	SAGデータの交換 ↓ 加盟国科学者による分析		SAG データ交換	↓ 委員会特別会合								
6月												
7月												
8月	SAG / SCIによる資源評価 ↓ CCSBT での検討			↓ SCのレビュー	↓ SCのレビュー	↓ CCSBTでの検討	↓ CCSBTでの検討	↓ CCSBTでの検討	↓ CCSBTでの検討	↓ CCSBTでの検討		
9月												
10月												

科学調査計画の作業計画は次のページに掲載されている。.

2004年のCCSBT作業計画 (続き)



CCSBT 中央データベースの機密性に関する修正方針、及び、CCSBT 統計証明計画

(1) CCSBT 中央データベースのための機密性に関する方針

これは、CCSBT 中央データベースからのデータを公表するための方針である。この方針は、拡大委員会のメンバー及びその他の当事国からデータベースに提供されるべきデータになんら影響を及ぼさない。

この方針における「データ」という語の使用は、生データ及び集積データ双方のことを言う。

CCSBT は、国別漁獲量及び努力量（はえ縄漁業については鉤数、表層漁業については探索時間）及び、はえ縄漁業については月ごとの5度平方単位の、またその他の漁具については月ごとの1度平方単位の体長頻度データを公表し、要請があれば提供する。

CCSBT データベースのために提供されるその他すべてのデータは、機密データとして扱われ、拡大委員会のメンバーがケース・バイ・ケースで特定のデータの公表を認める場合を除き、事務局により公表されない。

SAG/ESC 会合での合意及びその後の拡大委員会による承認は、資源評価及び管理手続きに関する通常のデータ交換の目的のための、拡大委員会のメンバーへの特定データの公表のための十分な承認である。

この承認は、拡大委員会がデータの機密性に関する方針を修正するまで適用される。その他のデータの公表は、拡大委員会のメンバーが指名した連絡担当者との間の（電子メールを含む）通信からのケース・バイ・ケースの承認を要する。

特定のデータの公表に承認を与える場合、拡大委員会のメンバーは、特定のデータが、事務局による将来の公表のための再承認を必要としないと指定することができる。これらの状況において、拡大委員会のメンバーはまた、事務局がケース・バイ・ケースの再承認を必要することなく、データを公表できる人々のグループ（たとえば、一般人、拡大委員会メンバー）を指定しなければならない。事務局は、ケース・バイ・ケースの再承認を必要とせず、公表について承認されたデータセット（及び関連の人々のグループ）のリストを保持する。リストは、拡大委員会のメンバーに提供される。拡大委員会のメンバーは自分たちが与えた承認を修正する権利をもつ。

(2) CCSBT 統計証明計画セクション 5.3 の修正

5.3 事務局長は、前年の7月1日から12月31日の期間について、同計画によって収集されたデータを毎年6月1日までに、また現行年の1月1日から6月30日までの期間について、収集されたデータを、12月1日までに、委員会に報告し、すべての加盟国に配布する。報告のフォーマットは附属書2及び附属書2aに添付されている。事務局長は、各加盟国の指定された当局のみに報告の電子コピーを提供する。事務局は、以下から成る報告のサブセットをCCSBTのウェブサイトに掲載する。

* 輸入国

- * 旗国
- * 漁獲年
- * 漁具コード
- * 純重量